事例集関連資料

平成２６年６月３日

目　次

- 自衛隊の役割と権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
- 国連ＰＫＯを含む国際協力等・・・・・・・・・・・・・・１２
- 自衛隊による在外邦人等の輸送・・・・・・・・・・・・・２９
- 米艦防護・弾道ミサイル防衛・・・・・・・・・・・・・・３２
- 関連条文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
- 関連国会答弁等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
- 安倍総理記者会見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
- 安保法制懇報告書関連部分・・・・・・・・・・・・・・・８５

自衛隊の役割と権限

自衛隊の任務と行動

○ 自衛隊の任務（自衛隊法第3条）は、「主たる任務」といわゆる「従たる任務」がある。（本来任務）

○ 任務に対応して自衛隊の行動が規定（同法第6章）されており、武器使用等の権限（同法第7章）は、各行動が命じられた際に認められるものと、平素から認められているものがある。

本来任務（自衛隊法第3条の任務）
⇒ 自衛隊法第6章（自衛隊の行動）で規定

○ **主たる任務** ＜我が国の防衛＞

- 防衛出動（第７６条）　等

○ **従たる任務**

＜公共の秩序維持＞ ・・・治安の維持は第一義的には警察機関の責務であるが、必要に応じ、自衛隊が対応することとされているもの

- 国民保護等派遣（第７７条の４）
- 治安出動（第７８条、第８１条）
- 警護出動（第８１条の２）
- 海上における警備行動（第８２条）
- 海賊対処行動（第８２条の２）　等
- 弾道ミサイル等に対する破壊措置（第８２条の３）
- 領空侵犯に対する措置（第８４条）
- 機雷等の除去（第８４条の２）
- 在外邦人等の輸送（第８４条の３）

＜周辺事態における活動＞

- 後方地域支援等（第８４条の４第１項、第２項第１号・第２号）

＜国際平和協力活動＞

- 国際緊急援助活動等（第８４条の４第２項第３号）
- 国際平和協力業務（第８４条の４第２項第４号）

・・・「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」で、「別に法律に定めるところにより」実施することとされているもの

※ 土木工事の受託、教育訓練の受託、運動競技会に対する協力、南極地域観測に対する協力、国賓等の輸送、不発弾等の処理といった付随的業務は、自衛隊法第8章（雑則）等で規定

防衛出動（主たる任務）

行動

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第76条	○　我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合	内閣総理大臣 （閣議決定 国会承認）

権限

【自衛隊法第88条】（防衛出動時の武力行使）

○　防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

○　国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えてはならないものとする。

（※）自衛隊の行う武力の行使は、自衛権発動の3要件に該当する場合に限られる。

・　自衛権発動の3要件

①　我が国に対する急迫不正の侵害があること

②　これを排除するために他の適当な手段がないこと

③　必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

行動

治安出動（従たる任務①）

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第78条	○ 間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	内閣総理大臣 閣議決定 国会承認

武器使用権限

（※）「危害許容要件」：相手に危害を与えるような武器の使用が許容される要件

	武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件（※）
自衛隊法第89条（警職法第7条の準用）	自己又は他人の防護 公務執行に対する抵抗の抑止	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	正当防衛又は緊急避難 兇悪犯罪（注）の犯人が、職務執行に対して抵抗し、これを防ぐのに他に手段がない場合 （注） 兇悪犯罪：死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁固にあたる犯罪
自衛隊法第90条	職務上警護する人、施設又は物件に対する暴行又は侵害の排除 多衆集合して行う暴行又は脅迫の鎮圧又は防止 小銃、機関銃、砲等の武器を所持、又は所持を疑うに足りる相当の理由がある者による暴行又は脅迫の鎮圧又は防止		なし ※ 武器使用の要件及び限度を満たしていれば、人に危害を加えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価され、違法性が阻却される

（※）昭和52年2月8日　衆・内閣委　伊藤政府委員答弁

間接侵略につきましては、国際法上はっきりとした概念というのは、必ずしも定着しておりません。しかしながら、私どもが間接侵略として理解しておりますのは（略）外国の教唆または干渉によって我が国に引き起こされる大規模な内乱あるいは騒擾、そういったものが間接侵略であるというふうに理解いたしておるわけでございます。

海上警備行動（従たる任務②）

行動

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第82条	○ 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	防衛大臣 （内閣総理大臣の承認（閣議決定））

武器使用権限

	武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件
自衛隊法第93条（警職法第7条の準用）	自己又は他人の防護 公務執行に対する抵抗の抑止	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	正当防衛又は緊急避難 兇悪犯罪の犯人が、職務執行に対して抵抗し、これを防ぐのに他に手段がない場合
自衛隊法第93条（海保法第20条第2項の準用）	我が国の領海内において、停船命令に従わず無害通航でない航行を継続し、重大凶悪犯罪の準備が行われている疑いを払拭できない等と認められる外国船舶（軍艦・公船等を除く）に対する強制的な停船措置		なし ※武器使用の要件及び限度を満たしていれば、人に危害を加えることとなっても、法律に基づく正当行為と評価され、違法性が阻却される

（※）平成14年4月4日　衆・安保委　中谷防衛庁長官答弁

海上警備行動が行われる地理的範囲は、我が国領海のみならず、我が国の排他的経済水域あるいは公海に及び得るものであります。このため、海上における人命もしくは財産の保護又は治安の維持のための特別の必要があるとの要件に該当する場合、例えば我が国の船舶がEEZにおいて武装した不審船から攻撃を受け、人命が危険にさらされており、海上保安庁はかかる侵害を排除し得ないような場合には、海上警備行動を発令してかかる事態に対処することはあり得るものだというふうに考えております。

弾道ミサイル等破壊措置（従たる任務③）

行動

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第82条の3	○ 弾道ミサイル等の落下による**我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止**するため必要がある場合	防衛大臣 第1項：内閣総理大臣の承認（閣議決定） 第3項：あらかじめ内閣総理大臣の承認（閣議決定）を受けた緊急対処要領に従う

武器使用権限

【自衛隊法第93条の3】（弾道ミサイル等に対する破壊措置のための武器の使用）

○ **弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる**。

（※）平成17年3月25日　衆・安保委　横畠内閣法制局第二部長答弁

我が国に向けて飛来する弾道ミサイルにつきましては、これが実際に我が国に対する武力攻撃であったとしても、それは我が国から見ますれば、客観的に申し上げれば、自衛権の行使としてそれを破壊するということが許される場合、憲法上も国際法上も当然許される場合に当たりますので、法制的には警察権という、先ほど申し上げた警察権のような形で御説明を申し上げておりますけれども、客観的に評価したときに、自衛権として見たとしても、それは許される場合に当たるのであろうかというふうに思っています。

他方、他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのではないかと考えておりまして、それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。

領空侵犯に対する措置（従たる任務④）

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第84条	○　外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき	防衛大臣

武器使用権限

【自衛隊法第84条】（領空侵犯に対する措置）

○　領空侵犯機を着陸させ、又は我が国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じることができる。

○　対領空侵犯措置のための武器使用は、「必要な措置」として正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に許される。（※）

（※）平成11年3月3日　衆・安保委　野呂田防衛庁長官答弁

対領空侵犯措置の任務を実施している要撃機の武器の使用は正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のみ許されるというのが政府の考え方であります。例えば、領空侵犯機が実力をもって抵抗するような場合や、あるいは領空侵犯機により国民の生命及び財産に対して大きな侵害が加えられる危険が間近に緊迫しており、これを排除するためには武器の使用を行うほかはない緊急状態もこれに該当すると考えております。必ずしも領空侵犯機が発砲するまで武器を使用できないわけではない、こういうふうに考えます。

なお、この武器の使用は、自衛隊法84条に規定する対領空侵犯措置実施のため必要な措置の一環として認められるものと解しております。

機雷等の除去（従たる任務⑤）

行動

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第84条の2	○　海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理	防衛大臣

【自衛隊法第84条の2】(機雷等の除去)

○　外国により武力の行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為は、一般にその外国に対する戦闘行動としての武力の行使に当たり得、武力の行使は自衛権を発動する場合以外については認められない。

○　浮遊しているか定置されているかを問わず、公海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国船舶の航行の安全にとり障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、これを除去する行為は武力の行使に当たらない。

○　一般に機雷の除去が武力の行使に当たるか否かは、具体的な状況等により判断される。

（※）平成9年6月16日　参・内閣委　大森内閣法制局長官答弁

機雷の除去が武力の行使に当たるか否か、これはいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われるか等により判断さるべきものでございまして、一概に言うことは困難であるわけでございますが、一般的に申し上げますと、外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行動としての武力の行使に当たると解せられます。したがいまして、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではございません。しかしながら、それ以外の場合には憲法上認められないのではないかと考えている次第でございます。

これに対しまして、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たりませんので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷の掃海に関する私どもの基本的な考え方でございます。

在外邦人等の輸送（従たる任務⑥）

行動

根拠	要件等	命令権者
自衛隊法 第84条の3	○　外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合において、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができると（防衛大臣と外務大臣が）認めるとき	防衛大臣

武器使用権限

自衛隊法第９４条の５

武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件
自己若しくは自己と共に輸送業務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の防護	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	正当防衛又は緊急避難

※：自衛隊法第95条（10ページ目参照）も適用。

国際平和協力業務（従たる任務⑦）

行動

根拠	要件等	命令権者
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 自衛隊法 第84条の4第2項	○ 国際平和協力業務を実施することが適当と認められる場合であって、PKO参加5原則に適合する範囲で国際連合等から要請がある場合 【PKO参加5原則】 1 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。 5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。	防衛大臣 実施計画の閣議決定 ※ 平和維持隊の本体業務を自衛隊の部隊等が行う場合は国会承認

武器使用権限

	武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件
国際平和協力法第24条	自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の防衛	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	正当防衛又は緊急避難

※：自衛隊法第95条（次ページ参照）も適用。

【武器の使用と武力の行使の関係について】（平成3年9月27日　衆・PKO特委理事会提出）＜抜粋＞

憲法第9条第1項の「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」がすべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己とともに現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

平素から認められている武器使用権限

○　平素から自衛官に認められている武器使用権限として、自衛隊法第95条（武器等の防護）等がある。

※：自衛隊法第95条における防護の対象：自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料等

【自衛隊法第95条に規定する武器の使用について】（平成11年4月23日　衆・防衛指針特委理事会提出）＜抜粋＞

自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されてきている。

① 武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られる

② 武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと

③ 武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること

④ 防護対象の武器が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用が出来なくなること

⑤ 正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと

自衛隊法第95条に基づき武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

（※）平成18年10月16日　衆・ﾃﾛ・ｲﾗｸ特委伴野豊君に対する久間防衛庁長官の答弁について（平成18年10月18日衆・ﾃﾛ・ｲﾗｸ特委理事懇提出）

・・・万が一、まさに洋上給油を実施中の自衛隊の艦船と米軍艦艇とが極めて接近しているような場合には、自衛艦があくまで自己等や武器等の防護のために武器を使用することが、結果的に米軍艦艇に対する攻撃を防ぐ反射的効果を有する場合があり得ると考える。

国連ＰＫＯを含む国際協力等

「武力の行使」との一体化

「武力の行使との一体化」論

◆「武力行使との一体化」論とは、仮に**自らは直接「武力の行使」をしていない**としても、他の者が行う「武力の行使」への関与の密接性等から、**我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得る**とするものであり、いわば**憲法上の判断に関する当然の事理**を述べたものである。

（平成15年7月15日　衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書）

※国際法には存在しない我が国特有の概念。

「武力の行使」には当たらない活動

輸送

水・食料・燃料等の提供

捜索・救助

一体化？

医療

etc…

現在の「一体化」の判断基準

◆ 他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうかについては、

（1） 戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との**地理的関係**、

（2） **当該行動等の具体的内容**、

（3） 他国の武力の行使の任に当たる者との**関係の密接性**、

（4） 協力しようとする**相手の活動の現況**

等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断さるべきものである。

（平成9年2月13日　衆・予算委　大森内閣法制局長官答弁）

過去の法律における「一体化」することがないことを制度的に担保する仕組み

◆ 周辺事態安全確保法

⇒ 仕組みとして「後方地域」を設定。

（「後方地域」＝①我が国領域及び②現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空）

◆ テロ対策特措法，補給支援特措法，イラク特措法

⇒ 仕組みとしていわゆる「非戦闘地域」を設定。

（いわゆる「非戦闘地域」＝①我が国領域及び②現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる公海及びその上空並びに外国の領域）

※「戦闘行為」＝国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為。

駆け付け警護と任務遂行のための武器使用

関連の条文及び答弁

○国際平和協力法第24条第1項

（略）国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、（略）武器を使用することができる。

○駆け付け警護

駆け付け警護における武器使用について・・・自己の生命、身体の危険がない場合にあえて駆け付けて武器を使用するということであり・・・言わば自己保存のための自然権的権利というべきものの範囲を超えるというもの・・・これは国又は国に準ずる組織に対して行うという場合には憲法第9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがある

【参・外交防衛委 梶田内閣法制局長官答弁（平成23年10月27日）】

○任務遂行のための武器使用

PKO活動における任務の遂行を実力で妨げる企てに対抗するための武器の使用、こういうものはいわば自己保存のための自然権的権利というべきものを超えた武器使用となり、その相手方が国または国に準ずる組織であったような場合に、憲法の禁ずる武力の行使に該当するおそれがある

【衆・安全保障委 津野内閣法制局長官答弁（平成13年11月27日）】

○国に準ずる組織

国に準ずる組織と申しますのは国際的な紛争の当事者たり得る実力有する組織体・・・

・・・その見極めは、正に具体的な個別具体の事案の事実関係が、当該行為の主体が一定の政治的な主張を有し、相応の組織や軍事的実力を有するものであって、その主体の意思に基づいてその破壊活動が行われているような場合には、その行為が国に準ずる組織によるものに当たるとされることがある

【参・外交防衛委 秋山内閣法制局長官答弁（平成15年7月10日）】

○枠組み

例えば仮に武器使用の相手方が単なる犯罪集団であることが明確な場合など、その武器使用が武力の行使に当たるおそれがないと言えるような枠組みを設定することができる場合があれば、お尋ねのような任務を遂行するための武器使用でありましても憲法上許容されないわけではない・・・ただし、そのような枠組みをどう設定するか、できるかということにつきましては、十分な検討が必要かと存じます。

【衆・テロ・イラク特別委 宮崎内閣法制局長官答弁（平成19年11月1日）】

駆け付け警護の憲法上の問題

○駆け付け警護における武器使用について・・・自己の生命、身体の危険がない場合にあえて駆け付けて武器を使用するということであり・・・言わば自己保存のための自然権的権利というべきものの範囲を超えるというもの・・・これは国又は国に準ずる組織に対して行うという場合には憲法第9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがある

【参・外交防衛委 梶田内閣法制局長官答弁（平成23年10月27日）】

○駆け付けて応援しようとした対象の事態、ある今お尋ねの攻撃をしているその主体という者が国又は国に準ずる者である場合もあり得るわけでございまして、そうでありますと、それは国際紛争（※）を解決する手段としての武力の行使ということに及ぶことが、及びかねないということになる

（※）国際紛争：国家などの間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず、対立している状態

【参・外交防衛委 宮崎内閣法制局第1部長答弁（平成15年5月15日）】

○以上のように、駆け付け警護の問題は、我が国要員による武器の使用が憲法第9条の禁じた「武力の行使」に当たるとおそれがあるという、我が国憲法に関する議論。

○他方、PKO等の国際平和協力において、駆け付け警護の相手方（例：イラクにおけるオランダ軍）は、個別的又は集団的自衛権を行使して同地に展開しているわけではなく、これに駆け付けて警護を行ったとしても、相手方が自衛権を行使していない以上、我が国にとって集団的自衛権の問題にはならない。

国際平和協力法

「武器の使用」と「武力の行使」

武器の使用

火器等直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械等をその物の本来の用法に従って用いること

公共の秩序の維持や人命、財産の保護等に際し、自衛隊法等の法律により認められている

武力の行使

憲法第9条第1項の「武力の行使」とは、基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争（注）の一環としての戦闘行為をいう

自衛権発動の三要件（我が国に対する急迫不正の侵害、これを排除するために他の適当な手段がない、必要最小限度の実力の行使）を満たす場合にのみ行使が許される

（注） 国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争い

「武力の行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」がすべて憲法第9条第1項の禁止する「武力の行使」に当たるとは言えない。

（衆・国際平和特委理事会提出　平成3年9月27日）

日本国憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

国際平和協力法における武器使用権限

【いわば自己保存のための自然権的権利としての武器の使用】

○自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防衛のための武器の使用

国際平和協力法（PKO法）第24条第1項

（略）国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、（略）武器を使用することができる。

政府見解 （平成3年9月27日「武器の使用と武力の行使の関係について」衆・国際平和協力特委提出）

・・・自己又は自己とともに現場に所在する隊員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

【武器等防護】

○我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊・奪取しようとする行為から武器等を防護するための武器の使用

自衛隊法第95条

自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

政府見解 （平成11年4月23日「自衛隊法第95条に規定する武器の使用について」 衆・防衛指針特委理事会提出）

このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

国際平和協力法における武器使用権限（部隊派遣の自衛官のケース）

武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件
以下の者の生命又は身体を防衛するため ○自己 ○自己と共に現場に所在する他の自衛隊員・国際平和協力隊員 ○その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	正当防衛 緊急避難

「自己の管理の下に入った者」について

①不測の攻撃を受けて自衛官と共通の危険にさらされたときに

②その現場において

③その生命又は身体の安全確保について自衛官の指示に従うことが期待される者

⇒具体的には、例えば以下のような者が該当し得ると考えられる。

① 自衛隊の宿営地に所在する他国のPKO要員（ただし、部隊として行動し、自ら防護している者は除く。）、国連職員、国際機関の職員・専門家、NGOの職員、通訳その他の業務の補助者、視察者、招待者、報道関係者

② 自衛官が車両等に同乗させている他国のPKO要員（ただし、部隊として行動し、自ら防護している者は除く。）、国連職員、国際機関の職員・専門家、NGOの職員、視察者、招待者、報道関係者

③ 自衛官が職務遂行に伴い同行する通訳、道案内、視察者

自衛隊法第９５条が規定する武器等の防護のための武器の使用

武器使用の要件	武器使用の限度	危害許容要件
自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料等の防護	事態に応じ合理的に必要と判断される限度	正当防衛 緊急避難

政府統一見解

自衛隊法第95条は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から当該武器等を防護するために認められているものであり、その行使の要件は、従来から以下のように解されている。

（1）武器を使用できるのは、職務上武器等の警護に当たる自衛官に限られていること。

（2）武器等の退避によってもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと。

（3）武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られること。

（4）防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること。

（5）正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないこと。

自衛隊法第95条に基づく武器の使用は、以上のような性格を持つものであり、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用である。

武器使用権限についての憲法との関係の整理

<table>
<tr><td colspan="2">任務遂行を、実力をもって妨げる企てに抵抗するための武器使用
（いわゆる「Bタイプ」）</td><td rowspan="2">（憲法第9条の禁ずる「武力の行使」に該当するおそれあり）</td><td rowspan="2">武器使用の相手方が単なる犯罪集団であることが明確な場合など、その武器使用が武力の行使に当たるおそれがないと言えるような枠組みを設定することができる場合があれば、お尋ねのような任務を遂行するための武器使用でありましても憲法上許容されないわけではない
（H19年11月1日、法制局長官答弁）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（自己保存型の武器使用を超える）人・物等の警護のための武器使用</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊法　第95条
（武器等防護）</td><td colspan="2">○　（H13年のPKO法改正により措置）
「自衛権を行使するための物的手段の保全というのは、人命を防護するための自然権的権利に匹敵する重要な基本的な権利」（H11年3月26日、法制局長官答弁）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの</td><td>自己と共に現場に所在する・・・その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者</td><td colspan="2">○　（H13年のPKO法改正により措置）</td></tr>
<tr><td>自己と共に現場に所在する自衛隊員等</td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td>自己</td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">武器使用の態様・防護対象
武器使用の相手</td><td>「国又は国に準ずる組織」</td><td>「国又は国に準ずる組織」以外の者（例：私的集団）</td></tr>
</table>

防護対象別の武器使用の可否

<table>
<tr><th colspan="3">防護対象</th><th>可否</th></tr>
<tr><td rowspan="5">人</td><td colspan="2">自己</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国連要員</td><td>自国の要員</td><td>△　自己と共に現場に所在する場合は可</td></tr>
<tr><td>他国の要員</td><td rowspan="3">△
その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者、
ならば可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">国際要員</td></tr>
<tr><td colspan="2">民間人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">物</td><td colspan="2">国連の施設、地域、物品</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の施設、
地域、物品</td><td>自国</td><td>△　自衛隊法第95条（※）に定める範囲のものであれば可。</td></tr>
<tr><td>他国</td><td>×</td></tr>
</table>

（※）自衛隊法第95条

自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

武器使用権限

武器の使用は、人に危害を与えないものを含む概念

武器の使用は人に危害を与える射撃に限らず、人に銃を構えて威嚇することや警告射撃を行うこと等も含む。

人に銃を構えて威嚇する

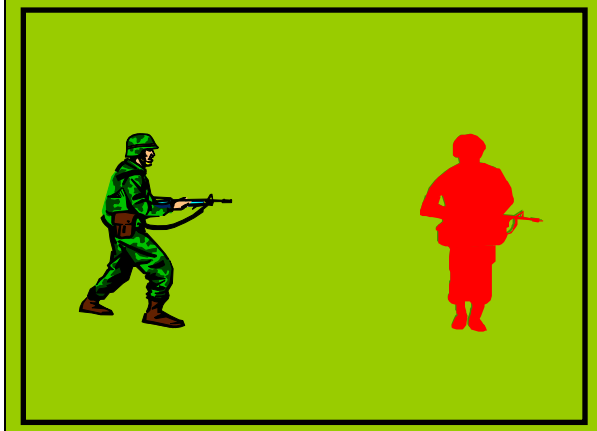

警告射撃

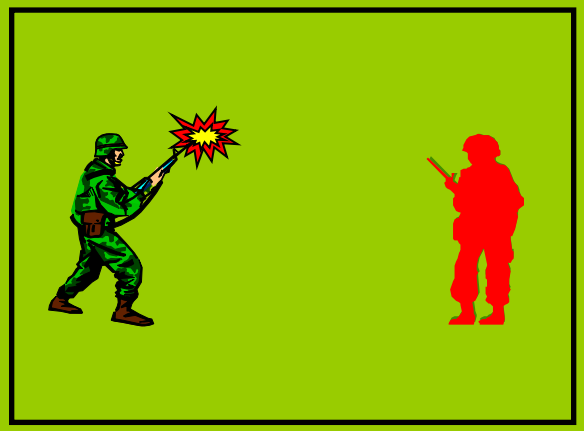

危害射撃

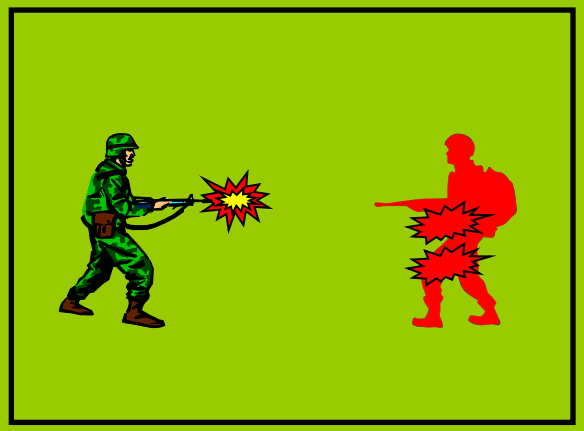

危害許容要件

●危害許容要件とは、相手に危害を与えるような武器の使用が許容される要件のこと。

●警職法第7条においては、危害許容要件の一つとして、正当防衛（刑法第36条）に該当する場合が挙げられている。

刑法第36条（正当防衛）

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

侵害の「急迫性」とは、法益の侵害が現に存在しているか、又は間近に迫っている状況をいう。 ➡ **相手が撃たないと武器の使用ができないわけではない。**

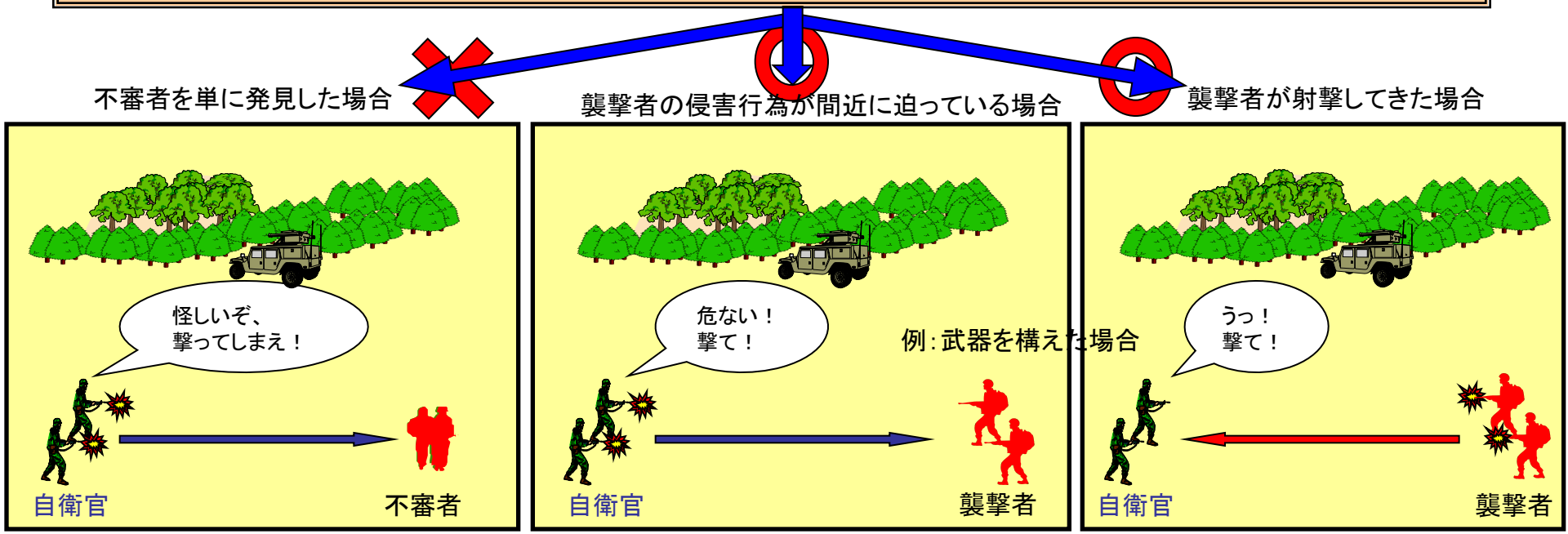

国連ＰＫＯにおける武器使用の基本的な考え方

○自衛及び任務防衛以外の実力不行使が原則であり、実力の行使は、他の説得の方法が尽くされた際の最後の解決手段。
○具体的な武器使用権限については個別の国連PKOミッションのROE（Rules Of Engagement）によって定められているところ、概ね以下の特徴を有する。
①比例原則（我が国のいわゆる「警察比例の原則」と類似）
②防護対象や武器使用可能な状況が、いわゆるポジリスト方式により個別に記載
③致死的射撃と非致死的射撃を区別

①比例原則

○国連PKOのROEのマスターリスト（※）において、「必要最小限の実力の行使の原則（the principle of minimum necessary force）」が常に順守されなければならない旨が規定されており、また、個別の国連PKOミッションのROEにおいて、いかなる実力の行使も目的の達成に必要な範囲に限定されることや実力の行使のレベルと対象となる脅威のレベルは均衡しなければならないこと等が規定されている。

＜参考＞警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）
（武器の使用）
第7条　警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治40年法律第45号）第36条（正当防衛）若しくは同法第37条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。
一・二　（略）

②防護対象等の記載（ポジリスト方式）

○武器の使用に関して、一定の施設・物品や人といった防護対象の特定や、拘束されている者の逃亡の阻止、行動の自由阻害・阻害意図の排除のためといった状況を設定するなど、武器を使用できる場合を個別に規定。

③致死的射撃と非致死的射撃の区別

○致死的射撃まで許容される場合（up to, and including deadly force）と、許容されない場合（excluding deadly force、例：警告射撃等）が区別されている。
（例：マスターリスト（※）では、人の防護については、全ての防護対象・状況に関して危害射撃まで認められているが、施設・物品の防護については、例えば重要な（key）施設・物品の防護であっても、致死的射撃まで認められる場合とが認められない場合とが区別されている。）

（※）国連はROEのマスターリストを公表していないため、一般書籍 (Trevor Findlay, ‘The Use of Force in UN Peace Operations’(SIPRI 2002)) に基づく。

国連ＰＫＯにおける武器使用権限の例との比較イメージ

<table>
<tr><th colspan="4"></th><th>国連</th><th>PKO法</th></tr>
<tr><td rowspan="8">防護対象</td><td rowspan="5">人</td><td colspan="2">自己</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国連要員</td><td>自国</td><td>○</td><td>△自己と共に現場に所在</td></tr>
<tr><td>他国</td><td>○</td><td rowspan="3">△
自己の管理下に入った者</td></tr>
<tr><td colspan="2">国際機関の職員等</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">民間人</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">物</td><td colspan="2">国連の施設、地域、物品</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の施設、地域、物品</td><td>自国</td><td>○</td><td>△自衛隊法第95条の武器等防護</td></tr>
<tr><td>他国</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="4">拘束されている者の逃亡を阻止するための武器使用</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td colspan="4">行動の自由阻害・阻害意図の排除のための武器使用</td><td>○</td><td>×</td></tr>
</table>

- 国連ROEは各ミッションにより異なり一様ではない。また、国連はROEのマスターリストを公表していないため、一般書籍 (Trevor Findlay, ‘The Use of Force in UN Peace Operations’(SIPRI 2002)) に基づく。
- あくまでもイメージ図であり、精緻を期したものではない。

諸外国の国際平和と安定のための活動の概要
（主たる任務・業務の例）

○停戦合意の履行確保活動

・紛争停止の遵守状況の監視
・緩衝地域帯における駐留・巡回

○人道・復興支援活動

・国のインフラの復旧、地雷除去
・難民支援
・DDR（武装解除、動員解除、社会復帰）
・治安部門改革（SSR：軍・警察の育成）
・国の機関に対する助言、指導
・法の支配、人権擁護

○後方支援活動

・PKO要員等のための輸送、整備、建設
・PKO要員等の食料、燃料等の補給
・PKO要員等への医療の提供、捜索救助

○警護活動

・ミッションの要員、施設、物品の保護
・復興支援活動等を行うNGO等の保護

○安全確保活動（治安維持）

・駐留、巡回、検問、拘束
・襲撃された市民の救助

自衛隊による在外邦人等の輸送

自衛隊による在外邦人等の輸送（法的枠組）

法的枠組

自衛隊法84条の３第１項

防衛大臣

行動命令

自衛隊の部隊

生命等の保護を要する邦人の輸送を依頼

輸送の安全について協議

輸送の実施について回答

外国における災害、騒乱その他の緊急事態

生命又は身体の保護を要する邦人

外務大臣

予想される危険及びこれを避けるための方策について協議し、輸送を安全に実施することができると認めるときは、輸送を行うことができる。

※　準備行為としての国外への移動・待機、又は輸送の実施に際し必要に応じ、閣議決定を行う。

自衛隊法84条の３第２項及び第３項

◆使用する自衛隊のアセット

○国賓等の輸送に供する航空機　【政府専用機】

○輸送の用に主として供するための航空機
【C-1, C-130, KC-767, U-4, YS-11, CH-47J/JA】

○輸送に適する船舶（H11改正時追加）
【護衛艦, 輸送艦, 補給艦】

○船舶に搭載された回転翼航空機（H11改正時追加）
【SH-60J/K】

○輸送に適する車両（H25改正時追加）
【高機動車, 軽装甲機動車　等】

自衛隊法94条の5及び95条

◆武器使用権限（H11改正時追加、H25改正時一部修正）

○自己又は輸送対象者等の生命等の防護のための武器使用（隊法94条の5）

○自衛隊の武器等の防護のための武器使用（隊法95条）

閣議決定

◆自衛隊による在外邦人等の輸送に関する方針を明示
（H25改正時、旧決定を廃止し新たに制定）

＜参考＞緊急時における在外邦人の保護の流れ

① 平時における準備

情報収集活動の強化、
邦人への情報提供・連絡体制の確保

② 邦人の退避が必要となるおそれ

外務省渡航情報の積極的発出、
邦人の渡航の抑制、
現地大使館における自主的な退避の勧奨、
商用定期便による早期退避

③ 邦人の緊急退避が必要となる場合
（右のうち、最も迅速かつ安全な手段を選択）

- 空・海の商用便（臨時便を含む）の利用を促す
- 政府チャーター機・船舶の活用
- 政府専用機等の自衛隊機・船舶・車両の活用
- 友好国から邦人退避活動のための協力を確保

自衛隊による在外邦人等輸送のイメージ

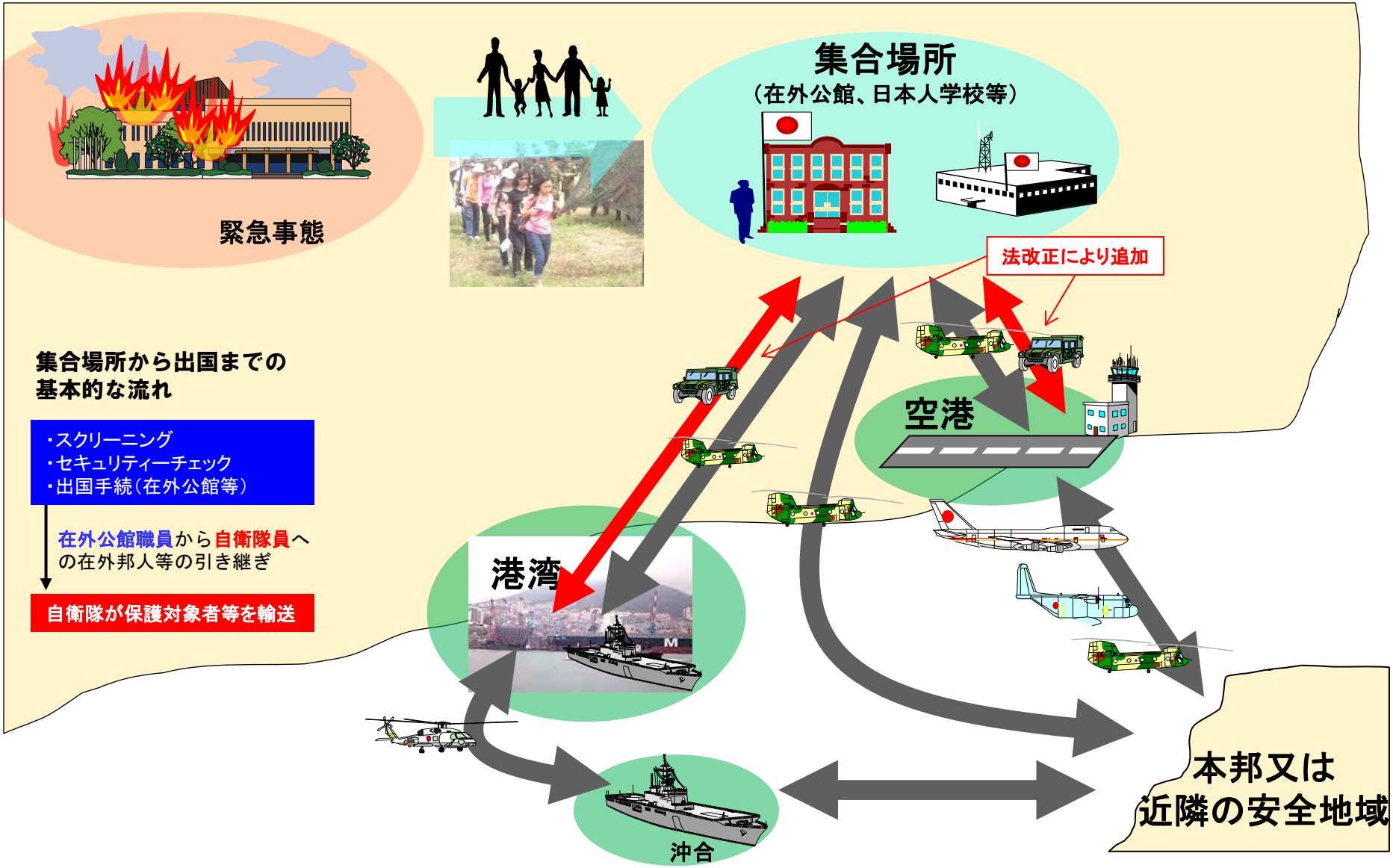

集合場所から出国までの基本的な流れ

- ・スクリーニング
- ・セキュリティーチェック
- ・出国手続（在外公館等）

↓

在外公館職員から自衛隊員への在外邦人等の引き継ぎ

自衛隊が保護対象者等を輸送

米艦防護・弾道ミサイル防衛

米艦防護・弾道ミサイル防衛（状況別の法的整理）

「武力の行使」に当たらない「武器の使用」	●<u>我が国に対する「武力攻撃に至らない侵害」</u> ⇒　武器等防護（自衛隊法第95条）、弾道ミサイル破壊措置（同第82条の3）等の規定あり。 ●<u>米国に対する「武力攻撃に至らない侵害」</u> ⇒　日米いずれに対しても、まだ「武力攻撃」が発生していない段階では、例えば、以下の状況が生じ得る。 ・米国に対する「武力攻撃」と直ちに判断がつかない米艦への攻撃の防護（事例3） ・誤射等により米国に向かう弾道ミサイルの迎撃
憲法が禁じていない「武力の行使」	●<u>我が国に対する「武力攻撃」は発生していないが、米国に対する「武力攻撃」が既に発生</u> ・　米艦防護（事例9，12） ・　弾道ミサイル迎撃（事例7，11） ⇒　**集団的自衛権**
	●<u>我が国に対する「武力攻撃」</u>が既に発生 ⇒　**個別的自衛権**

関連条文

自衛隊法

第3条（自衛隊の任務）

1　自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、**直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし**、**必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる**ものとする。

2　自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の**主たる任務の遂行に支障を生じない限度において**、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、**別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるもの**を行うことを任務とする。

一　我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二　国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

（以下略）

第76条（防衛出動）

内閣総理大臣は、**我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態**又は**武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態**に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第9条の定めるところにより、**国会の承認を得なければならない**。

第78条（命令による治安出動）

1　内閣総理大臣は、**間接侵略その他の緊急事態**に際して、**一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合**には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、**出動を命じた日から20日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない**。

（以下略）

第81条（要請による治安出動）

1　都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

第82条（海上における警備行動）

防衛大臣は、**海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合**には、**内閣総理大臣の承認を得て**、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

第82条の2（海賊対処行動）

防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の定めるところにより、**自衛隊の部隊による海賊対処行動**を行わせることができる。

自衛隊法

第82条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置）

1　防衛大臣は、弾道ミサイル等（弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。）が**我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき**は、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、**我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海**（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）の**上空において破壊する措置**をとるべき旨を命ずることができる。

2　防衛大臣は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

3　防衛大臣は、第1項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

（以下略）

4　前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

第84条（領空侵犯に対する措置）

防衛大臣は、外国の航空機が国際法規又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

第84条の2（機雷等の除去）

海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、**海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理**を行うものとする。

第84条の3（在外邦人等の輸送）

1　防衛大臣は、**外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合**において、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができると認めるときは、**当該邦人の輸送**を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命若しくは身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者、当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者を同乗させることができる。

2　前項の輸送は、第100条の5第2項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。

一　輸送の用に主として供するための航空機（第100条の5第2項の規定により保有するものを除く。）

二　前項の輸送に適する船舶

三　前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第1号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）

3　第1項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第94条の5において同じ。）により行うことができる。

自衛隊法

第84条の4（後方地域支援等）
1 （略）
2 防衛大臣は、第3条第2項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。
一 （略）
二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による**船舶検査活動**及びその実施に伴う**後方地域支援としての役務の提供**
三・四 （略）

第88条（防衛出動時の武力行使）
1 第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、**わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる**。
2 前項の武力行使に際しては、**国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならない**ものとする。

第89条（治安出動時の権限）
1 **警察官職務執行法の規定**は、第78条第1項又は第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の**自衛官の職務の執行について準用**する。（以下略）
2 前項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により自衛官が武器を使用するには、刑法第36条又は第37条に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第90条（治安出動時の権限）
第78条第1項又は第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、**前条の規定により武器を使用する場合のほか**、次の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる**。
一 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合
二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合
三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃（機関けん銃を含む。）、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合
2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第91条
1 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、第78条第1項又は第81条第2項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。
2 海上保安庁法第22条第2項の規定は、第78条第1項又は第81条第2項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛艦の職務の執行について準用する。（以下略）

自衛隊法

第93条（海上警備行動時の権限）

1　**警察官職務執行法第7条の規定**は、第82条の規定により行動を命ぜられた**自衛隊の自衛官の職務の執行について準用**する。

2　海上保安庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、第82条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の3等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

3　**海上保安庁法第20条第2項の規定**は、第82条の規定により行動を命ぜられた**海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用**する。この場合において、同法第20条第2項中「前項」とあるのは「第1項」と、「第17条第1項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第17条第1項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第82条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

4　第89条第2項の規定は、第1項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により自衛官が武器を使用する場合及び前項において準用する海上保安庁法第20条第2項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第93条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置のための武器の使用）

第82条の3第1項又は第3項の規定により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。

第94条の5（在外邦人等の輸送の際の権限）

第84条の3第1項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者（当該自衛官の管理の下に入つた当該輸送の対象である邦人又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、**自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合**には、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度**で武器を使用することができる。ただし、**刑法第36条又は第37条 に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない**。

第95条（武器等の防護のための武器の使用）

自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる**。ただし、**刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない**。

警察官職務執行法

第7条（武器の使用）

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、**自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合**においては、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる**。但し、刑法（明治40法律第45号）第36条（正当防衛）若しくは同法第37条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一　死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

二　（略）

海上保安庁法

第16条

海上保安官は、第五条第二項に掲げる職務を行うため若しくは犯人を逮捕するに当たり、又は非常事変に際し、必要があるときは、付近にある人及び船舶に対し、協力を求めることができる。

第17条

1　海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代わって船舶を指揮する者に対し、法令により船舶を備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積み荷の有無その他船舶、罪に及び公海に関し重要と認める自公を確かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客並びに船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める自公について知っていると認められる者に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

2・3（略）

第18条

1　海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な存在が及ぶおそれがあり、かつ、急をようするときは、他の法令に定めのあるもののほか、次に掲げる措置を講ずることができる。

一　船舶の進行を開始させ、停止させ、又はその出発を差し止めること。

二　航路を変更させ、又は船舶を指定する場所に移動させること。

三　乗組員、旅客その他船内にある者（以下「乗組員等」という。）を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。

四　積み荷を陸揚げさせ、又はその陸揚げを制限し、若しくは禁止すること。

五　他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

六　前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な存在を及ぼすおそれがある行為を制すること。

2　海上保安官は、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、海上における犯罪が行われることが明らかであると認められる場合その他海上における公共の秩序の維持が著しく乱させるおそれがあると認められる場合であつて、他に適当な手段がないと認められるときは、前項第一項又は第二号に掲げる措置を講ずることができる。

海上保安庁法

第20条

1　海上保安官及び海上保安官補の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条の規定を準用する。

2　前項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、第17条第1項の規定に基づき船舶の進行の停止を

繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して**次の各号のすべてに該当する事態であると認めたとき**は、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において**、**武器を使用することができる**。

一　当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）と思料される船舶であつて、かつ、海洋法に関する国際連合条約第19条に定めるところによる無害通航でない航行を我が国の内水又は領海において現に行つていると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）。

二　当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められること。

三　当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）

を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかとの疑いを払拭することができないと認められること。

四　当該船舶の進行を停止させて立入検査をすることにより知り得べき情報に基づいて適確な措置を尽くすのでなければ将来における重大凶悪犯罪の発生を未然に防止することができないと認められること。¥¥¥

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

第24条（武器の使用）

1・2 （略）

3 （略）国際平和協力業務に従事する自衛官は、**自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合**には、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、**第6条第2項第2号ホ（2）及び第4項の規定により実施計画に定める装備である**武器を使用することができる。**

4・5 （略）

6 第1項から**第3項までの規定による小型武器又は武器の使用**に際しては、**刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。**（以下略）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

第３条（定義等）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　後方地域支援　周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二　後方地域捜索救助活動　周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三　後方地域　我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。

平成１３年９月１１日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

第２条（基本原則）

３　対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一　公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第六条第五項において同じ。）及びその上空

二　外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

第２条（基本原則）

３　対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一　外国の領域（当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。ただし、イラクにあっては、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号その他の政令で定める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従ってイラクにおいて施政を行う機関の同意によることができる。）

二　公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第八条第五項及び第十四条第一項において同じ。）及びその上空

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

第２条（基本原則）

３　補給支援活動については、我が国領域及び現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一　公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第五条第五項において同じ。）及びその上空

二　外国（インド洋又はその沿岸に所在する国及び我が国との領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。以下同じ。）の領域（当該補給支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。）

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

第1条（目的）

この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

第4条（海上自衛隊の部隊による措置）

1　防衛大臣は、自衛隊法第76条第1項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において**、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるとき**は、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた**海上自衛隊の部隊**に、第四章の規定による措置を命ずることができる。

2　（略）

第16条（停船検査）

艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

第17条（停船命令）

艦長等は、停船検査を行おうとするときは、あらかじめ、無線その他の通信手段を用いて、当該船舶に対し、進行の停止を命ずるものとする。

2　艦長等は、前項の規定により進行の停止を命じた場合において、当該船舶がこれに従わないときは、接近、追尾、伴走又は進路前方における待機を行って、繰り返し進行の停止を命ずるものとする。

3　前2項の場合において、艦長等は、自衛艦旗を掲げるほか、必要に応じ、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段により、自己の存在を示すものとする。

第18条（船上検査の実施）

艦長等は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた船舶が停止したときは、海上自衛隊の3等海尉以上の自衛官を当該船舶に乗り込ませ、第20条から第22条までの規定による検査（以下「船上検査」という。）を行わせるものとする。

第37条（武器の使用）

1　**警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条の規定**は、この章の規定による措置を命ぜられた**海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について準用**する。

2　前項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、同項に規定する**自衛官**は**、艦長等が第17条第2項の規定に基づき当該船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお当該自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるとき**は**、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用**することができる。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律

第２条（定義）

　この法律において「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であって我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の同意を得て、船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であって、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において我が国が実施するものをいう。

第3条（船舶検査活動の実施）

　船舶検査活動は、**自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施**するものとする。この場合において、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対して後方地域支援（周辺事態安全確保法第3条第1項第1号に規定する後方地域支援をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、周辺事態安全確保法別表第2に掲げるものとする。

第5条（船舶検査活動の実施の態様等）

2　防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

船舶検査活動の実施の態様は、別表に掲げるものとする。

第6条（武器の使用）

1　前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、**自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合**には、**その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用**することができる。

2　前項の規定による武器の使用に際しては、**刑法（明治40年法律第45号）第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない**。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律

別表（第5条関係）

番号	区分	実施の態様
一	航行状況の監視	船舶の航行状況を監視すること。
二	自己の存在の顕示	航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く。）により自己の存在を示すこと。
三	船舶の名称等の照会	無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。
四	乗船しての検査、確認	船舶（軍艦等を除く。以下同じ。）の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者（以下「船長等」という。）に対し当該船舶の停止を求め、**船長等の承諾を得て**、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。
五	航路等の変更の要請	船舶に第二条に規定する規制措置の対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること。
六	船長等に対する説得	四の項の求め又は五の項の変更の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。
七	接近、追尾等	六の項の説得を行うため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

関連国会答弁等

衆・予算委 集中審議（5/28）における関連主要答弁①

【米艦防護】

○　中谷（元）委員

（略）横須賀の米軍基地からキティーホークが出港することになりました。非常にアメリカ自身が狙われている危険な状況なので、せめて日本の付近では安全を確保しなければということで、海上保安庁と自衛隊の艦船が前後をガードしました。ところが、今の自衛隊の法律には、他国の船を警護したり護衛するという権限がないんですね。事実、国会で追及を受けました。そのときに私が答えたのは、防衛庁設置法の調査・研究でございます、随伴をして、一緒に行って、危ないときには自分の身を守りますと。こうでしか言えなかったんですね。そこで、実例としてこういうケースも挙げられましたけれども、法制局長官にお伺いをいたしますが、今の憲法解釈で、これを自衛隊が守ること、これについてどう考えておられるのか、お伺いします。

○　横畠内閣法制局長官

武力の行使については、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における個別的自衛の発動としての武力の行使以外のものは許容されないというのが、従来からの、憲法第九条の解釈でございます。御指摘の事例でございますけれども、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような米艦の防護は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であるとする現在の憲法解釈のもとでは、行うことはできないものと考えられます。

○　安倍内閣総理大臣

（略）今法制局長官が答弁したとおり、これはできない、個別的自衛権には入らない、これは明確な、政府の立場、今までの立場であります。つまり、こういう状況になっても、日本は、逃れようとする親子、子供たちを守ることはできない。しかし、私は、こうしたケースにあっても、いかなる状況にあっても日本の国民を守り抜かなければならないという責務がありますから、その責務の上において、検討するのは当然のことであります。そしてまた、隣国から日本に逃れてくるという避難計画は、これは米国、米軍とともにその計画を立てるわけでありますから、共同のオペレーションであります。その中において、その共同のオペレーションにおいて、日本人が乗っているからこれは守るけれども、これは日本人が乗っていないからだめですよということは、そもそもこれはあり得ないわけでありまして、それを想定して作戦を組むということは、そもそも考えられないわけであります。ですから、これは、極めて明確な例、あり得る例として邦人ということをお示ししたわけでありますが、これは邦人が乗っているか乗っていないかにかかわらず、日本人は今、１，８００万人、海外に出かけていく時代でありますから、いろいろな国にもう既に日本人はいるわけであります。そうした際にオペレーションをどのようにしっかりとしたものにしていくかということは、当然検討していかなければならない、このように私は確信しています。

○　安倍内閣総理大臣（江田憲司議員とのやり取り）

（略）いわば、邦人が乗っていたとしても、我が国に攻撃が発生していない中においては、法制局としては、邦人を乗せている米国の船、これは他国の船でもいいんですが、それに対する防護のための武力行使、武器の使用はできないというのが今までの解釈であります。邦人が乗っていればどこでもできるかといえば、それはそれで、個別的自衛権をどこでも使えるかというのは、やはりそれは、私は国際的には非常識であろう、こう思うわけでありまして、国際社会における常識に私は従うべきなんだろうと。やらなければいけないことを、これはどう解釈するか。これは、別に集団的自衛権の行使を何が何でもしたいから言っているのではなくて、実際にシームレスに日本を守るためにどうすればいいか。そのために、無理な解釈をする必要はないんだろう。どこまでいっても、警察権というのも、これも国際的にも驚かれる議論になるわけでありまして、それはまさに国際社会における常識という中において、関係法、あるいは法的な枠組みの中において考えていくべきものでもあろう、このように思うわけであります。（略）

衆・予算委 集中審議（5/28）における関連主要答弁②

【機雷掃海】

○　中谷（元）委員

（略）よく、ペルシャ湾、ホルムズ海峡が機雷で封鎖という実例もありますが、機雷の敷設というのは武力行使なんですね。それをのけることも武力行使でありまして、国連の決議等ができて各国がそれを除去しているときに、日本が参加できるのかできないのか、いろいろな議論がありますが、これは、実際、機雷の除去に各国とともに参加できるんでしょうか。

○　横畠内閣法制局長官

御指摘のありました、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような機雷の除去につきましては、先ほどと同じでございますけれど、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であるとする現在の憲法解釈のもとでは、行うことができないものと考えられます。

○　安倍内閣総理大臣

例えば、機雷によってホルムズ海峡が封鎖された場合、ここを通るいわばタンカー等によって日本のエネルギーは供給されているわけであります。つまり、海洋国家である日本が海洋の航行を脅かされたときに、これは、死活的な利益が失われると言ってもいいんだろう。国民の命を守る上において、平和な暮らしを守る上において、重大な影響があります。そして、我が国の商船隊の９５％は外国船籍でございまして、当然、外国船舶が攻撃を受けた場合に個別的自衛権の行使で対処することはできないということは、今までの議論の積み重ねによって、明々白々であるわけでございます。そこで、今委員が御指摘になったように、機雷が敷設され、危険に遭う可能性が高い中、各国が協力して機雷掃海を行っているにもかかわらず、その能力に秀でる我が国が機雷掃海をできなくてもよいのか、各国が共同で我が国の船舶を含む船舶の護衛を行っているのに、そしてその船舶はまさに日本のエネルギーを供給しているものであるにもかかわらず、我が国が護衛に参加しなくていいのかという課題であります。そうした課題についても、しっかりと検討を行っていく必要があると考えております。

○　安倍内閣総理大臣（岡田克也議員とのやり取り）

（略）機雷の例において、ホルムズ海峡において機雷を敷設するというのは、これは武力の行使であり、機雷を排除するのも、これは武力の行使に当たるわけであります。そして、例えば、日本が用船している船も含めまして、日本に入ってくる石油等においても９５％は外国船籍になるわけであります。外国船籍の船を守るための行為、あるいはまた、そのための機雷の排除につきましでも、これは武力行使に当たる。これは自国のための武力行使ではない、個別的自衛権ではないわけでありまして、それと全く同じであります。

（略）そこで、我々は、自衛隊を送って、そこで何か戦闘行動を目的として行くということではなくて、機雷がまかれた段階において、しかし、この機雷をまくということ自体がこれは武力行使であって、この機雷を除去するということも、先ほど法制局が答弁したように、遺棄機雷ではない限りこれは武力行使に当たるということになるわけでありまして、そこで、今の解釈では、できないということになっている。その中において、例えば、では、この海峡の機雷を何か国かで除去しようとなったときに、専らそこを通る船が日本にやってくるにもかかわらず、日本がそれをやらなくていいのかどうかという問題意識であります。そしてまた、その商船、商船隊においても、これは残念ながら日本国籍ではないということになって、その商船隊を全く守らなくていいのかどうかということであります。その商船隊が日本にやってくるとしても、日本国籍ではないわけでありまして、その中において、自衛隊は守ることができないでいいのかどうかという課題と問題意識であります。それは、例えば、ほかの国々に任せればいいかということでありますが、そこはしっかりと、やはり真剣にそうした現実と向き合わなければならないのではないのか。まさに、私は、国民の命とそして平和な暮らしに責任を持つ立場から、検討すべきだ、こう判断したところであります。

衆・予算委 集中審議（5/28）における関連主要答弁③

【ミサイル発射警戒時の米艦防護】

○　中谷（元）委員

（略）アメリカのこういった、弾道ミサイルを発射、警戒中のセンサーを有した艦艇が攻撃されるとか危険なときに、では、今の日本の自衛隊、これが防御できるかどうか、これについては、防衛大臣、いかがですか。

○　小野寺防衛大臣

日本が攻撃される前に米艦、米国の例えばイージス艦等が攻撃された場合には、現在の状況では、できないというふうに判断せざるを得ないと思います。

【「武力の行使との一体化」】

○　安倍内閣総理大臣（遠山清彦議員とのやり取り）

そこで、御指摘の、武力の行使との一体化の考え方を、もはやとらないとする安保法制懇の報告書の提言をそのまま採用することは、従来の政府の立場に照らして難しいと考えておりますが、難しいとしても、従来から政府が示してきた判断基準を、より精緻なものとして、具体的に何が武力の行使と一体化する行為なのかを明確にすることは、今後の検討課題の一つであると思います。また、従来から、非戦闘地域、後方地域という概念についてはさまざまな議論もありまして、この点、も含めた検討が必要ではないかと考えています。

【海外派兵】

○　安倍内閣総理大臣（浅尾慶一郎議員とのやり取り）

（略）そして、集団的自衛権という中においての検討でございますが、集団的自衛権の中で、アフガンのようなケースでございますが、そのケースにおいてどう考えるかということでございますが、現在の政府において、憲法解釈においては、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないというのが政府の見解、これは個別自衛権の見解でございますが、この個別自衛権においてもこれがかかっているわけであります。先ほど言われた策源地攻撃は、この一般の、今の戦闘の中には入らないわけでございますが、仮に集団的自衛権の行使が認められるとしても、同様の制約がかかるのは当然のことと考えているわけでございます。このため、シーレーンにおける機雷の掃海や船舶の護衛といった事例については検討していく必要があると考えられますが、海外派兵は一般には許されるものではないと考えているところでございます。

○　安倍内閣総理大臣（岡田克也議員とのやり取り）

まず、前提として、例えば、イラク戦争においては、これは集団的自衛権の行使ではなくて、安保理決議に基づく、いわば集団安全保障の一環として多国籍軍という形で行われたものであります。日本が自衛隊を出したのは、戦闘が終わった後の、いわばイラクという国の再構築のためにサマーワに自衛隊を派遣したわけでございまして、戦闘行動に参加をしたわけではありませんし、そして、そもそも、先ほど私が申し上げましたように、安保法制懇で出された二つの案のうち、我々は、今のケース、イラク戦争のようなケースには参加しません、いわば武力行使を目的とした戦闘には参加しませんということは明確に申し上げたとおりでございます。

【「武力の行使との一体化」論】

■　平成15年7月15日　衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書

一及び三について

（略）

なお、御指摘の「武力行使との一体化」論とは、仮に自らは直接「武力の行使」をしていないとしても、他の者が行う「武力の行使」への関与の密接性等から、我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、いわば憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものである。これは、我が国の憲法が欧米諸国に例を見ない戦争の放棄等に関する第九条の規定を有することから生まれる解釈であり、「独りよがりの解釈となっている」との御指摘は当たらないと考える。

■　平成11年2月10日　衆・外務委員会

（東郷政府委員）武力行使との一体化、これは、我が国がみずから直接武力行使をしていないとしても、個々の具体的状況によっては我が国も武力行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとする考え方でございますが、自衛のための必要最小限の範囲を超える武力の行使を禁じている日本国憲法との関係で用いられている概念でございます。したがいまして、国際法上はこのような武力行使との一体化という確立した概念が存在するわけではございませんで、委員御質問の、武力行使との一体化の英訳についても確定したものがあるわけではないわけでございます。

■　平成9年11月27日　衆・安保委

（大森法制局長官）いわゆる一体化論についての直接の規定が憲法にあるわけではございません。

しかしながら、憲法第九条では、御承知のように、はしょって申しますと、我が国は国際紛争を解決する手段としては、戦争、武力による威嚇または武力の行使は行ってはならないということを規定しているわけでございます。

そこで、一体化論というのはどういう理論であるかということを、重々御承知のことだと思いますが、もう一度敷衍して申し上げますと、いわゆる一体化論と申しますのは、我が国に対する武力行使がない、武力攻撃がない場合におきまして、仮にみずからは直接武力の行使に当たる行動をしていないとしても、しないとしても、他のものが行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力の行使をしたという法的評価を受ける場合があり得る。そのような法的評価を受けるような形態の行為はやはり憲法九条において禁止せられるのである。

したがって、どこに書かれているかというのは、憲法九条の裏といたしまして、憲法解釈の当然の事理としてそこから読み取れるのであるということでございます。これはいわば憲法上の判断に関する当然の事理を申し述べたことでございまして、この考え方は指針に基づく周辺事態における協力のあり方にも当然適用されるべき考え方であるということでございます。

【「武力の行使との一体化」の判断基準】

■　平成9年2月13日　衆・予算委

（大森（政）法制局長官）多分、委員のお尋ねは、それ自体は武力の行使を行わない活動であっても、ある場合には憲法との関係で問題となる行為があるのではないか。その場合に、いかなる基準によってそれを振り分けるのであるかということで、多分その一体化理論というものについてのお尋ねであろうと思います。

したがいまして、それについて従前お答えしてきているところを申し上げますと、例としてはよく、輸送とか医療とかあるいは補給協力ということが挙げられるわけでございますが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動について、それが憲法九条との関係で許されない行為に当たるかどうかということにつきましては、他国による武力の行使、あるいは憲法上の評価としては武力による威嚇でも同じでございますが、武力の行使等と一体となるような行動としてこれを行うかどうかということにより判断すべきであるということを答えてきているわけであります。

このような、いわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に、みずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものでありまして、いわば法的評価に伴う当然の事理を述べるものでございます。

そして問題は、他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断につきましては大体四つぐらいの考慮事情を述べてきているわけでございまして、委員重々御承知と思いますが、要するに、戦闘活動が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係、当該行動等の具体的内容、他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性、協力しようとする相手の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々的に判断さるべきものである、そういう見解をとっております。

【「武力の行使との一体化」するおそれがある又はないとされた行動の例】

■　平成2年10月29日衆・ＰＫＯ特委

（工藤法制局長官）過去に問題があると言いましたようなケースにつきましては、例えば現に戦闘が行われているというふうなところでそういう前線へ武器弾薬を供給するようなこと、輸送するようなこと、あるいはそういった現に戦闘が行われているような医療部隊のところにいわば組み込まれるような形でと申しますか、そういうふうな形でまさに医療活動をするような場合、こういうふうなのは今のような点から見て問題があろうということでございますし、逆にそういう戦闘行為のところから一線を画されるようなところで、そういうところまで医薬品や食料品を輸送するようなこと、こういうふうなことは当然今のような憲法九条の判断基準からして問題はなかろう、こういうことでございます。したがいまして、両端はある程度申し上げられる、こういうことだと思います。

■　平成11年4月15日衆・ガイドライン特委

（大森（政）内閣法制局長官）ただいま委員が指摘された答弁というのは、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会の赤松正雄委員の質問に対する私の答弁部分であろうかと思います。手元の資料を見ておりましたら、大体正確にそのような発言をしていることは間違いございません。

そこで、飛行機について、航空機についてはそのように考え、船についてはそのように考えないのはなぜかということでございますが、これは、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び支援につきましては、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で行われるということであろうと思います。したがいまして、個々の戦闘行動との密接な関係があるのではないかということから慎重な検討を必要とするというふうに考えたわけでございますが、これも既に別の機会で述べていますように、アメリカの方ではそのような支援の要請がないということがはっきりいたしましたので、私どもとしてはそれ以上の検討を行うことはしなかったということでございます。

それに対して米軍の艦船に対する給油、整備につきましては、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われる。すなわち、艦船の燃料等の積載量が一定水準を下回った場合等に行うものであって、個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられないので、その点で飛行機と艦船とは、個々の戦闘行動との関係という観点からは差があるのではなかろうかということで、航空機については先ほどのような考えを述べ、船についてはそのようなことを考えるには至らなかったということでございます。

■　平成8年6月13日参・外務委

（矢田部理君）問題、設問のつくり方によるわけですが、現に戦闘行動を行っている米軍、これに日本が出向いていって油を補給する。これはだめでしょう。一体そのものだ。重要な集団自衛権の行使の一翼を担っている。さらには、戦闘行動を行っている米軍の兵員を輸送する、それから武器・弾薬をそこに送り込む、それを自衛隊がやったら、これは違憲に決まっているじゃありませんか。結論だけどうですか。

（大森内閣法制局長官）ただいま非常に限定された所与の条件のもとでどうであるかという御質問でございますけれども、確かにそのような限定された条件になりますと、米軍の武力による行使あるいは武力による威嚇と一体化されていると判断できる可能性が非常に高まるとは言えようかと思います。

■　平成2年10月30日衆・ＰＫＯ特委

（柳井政府委員）武力行使と一体となるかどうかという点につきましては、いろいろな具体的な状況を総合的に判断して判定する必要があるわけでございます。ただいま、何を提供するか、何を運ぶかという点についての御指摘がございましたが、必ずしも何を提供するかということで一義的に決まるということではございませんで、戦闘行動が行われているところで、これはきのうちょっと私の方からも触れましたけれども、例えば地上で戦闘行動が行われている、そこに物資を空挺部隊が投下するというような場合には武力行使と一体となるというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、どのような物資を投下するか、どのような物資を補給するかということは必ずしも関係なく、仮に食糧のようなものでございましても、戦闘行動と、武力行使と一体になるという場合も考えられると思います。他方、武器弾薬のようなものでございましても、戦闘行動が行われている場所から非常に離れたところでそれと関係なく補給を行うというようなことは、単なる補給活動として、戦闘行動とは、武力行使とは一体とならないということはあると思います。

■　平成8年5月30日衆・外務委

（秋山（收）内閣法制局第一部長）この一体化論の基本的なところは、先ほども申しましたように、その行為が我が国としての武力行使などと法的に評価をされるかどうかという、いわば常識的な話でございますので、ある意味では常識的な判断をしていかざるを得ないと思いますけれども、ただいま、その行為の態様とか、例えば非常に武力行使に密接な行為でもって支援を行うのか、あるいはそうでない、いわば人道的といいますか、通常市民が受けるようなサービスとして行われるのかとか、そういうことも考慮の要素として考えていくべきものであろうと考えまして、したがいまして、我が国の領域内で行う医療活動などは一体化という評価を受けることが概してないのではないかというふうに申し上げた次第でございます。

■　平成11年4月15日衆・ガイドライン特委

（大森内閣法制局長官）まず、先般も委員のお尋ねにお答え申し上げましたように、情報を、日米間で具体的にどのようなことがなされているかということを、具体的に承知しているわけじゃございません。

　そこで、一般論として申し上げたわけでございますが、一般的な情報交換の一環として情報を提供するというものは、一般論としては実力の行使に当たらないから、憲法九条との関係では問題がないであろう。しかしながら、先般も申し上げましたように、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴う場合には、例外的に他国の武力行使と一体となると判断される可能性があるというふうにお答え申し上げたことは、そのとおりでございます。

■　昭和63年4月13日衆・安保特委

（西廣防衛局長）要は、集団的自衛権とのかかわりの問題であろうと思うわけですが、私どもは、情報というものについては、一般論としては、集団的自衛権というものが武力行使に直接かかわる問題であるので自由に情報等の交換提供等はできるというふうに考えております。

ただ、情報というのにも非常に種類がございまして、あるぎりぎりの段階になって、例えばある目標、何度何分、角度何度で撃て、こういうふうなことがあるとしますと、これも一種の情報の伝達になるわけです。それはしかし最後の、例えば大砲なら大砲を発射するための情報といいますか、そういったものを言うことになると、これは果たして情報の提供になるのか、武力行使とも密接不可分のものになるのかというようなものもあろうかと思います。そういう点で、すべてのものが情報であれば提供可能であるというふうに私は申し上げておりません。ただ、一般論として大部分のものは国益に即してそのときどきの判断で情報の交換なり提供はし得るということを申し上げておるわけであります。

■　平成11年4月26日衆・ガイドライン特委

（野呂田防衛庁長官）（略）自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動により得られた情報を、一般的な情報交換の一環として米軍へ提供することは、憲法上の問題はないと考えます。これも先般申し上げたところでありますが、例えば、特定の国の武力行使を直接支援することのみを目的として、ある目標に方位何度何分、角度何度で撃てというような行為を行うことについては、憲法上問題を生ずる可能性があると考えているところであります。現実にこのような情報を私どもが米軍に提供することは、全く考えておりません。

【我が国が「武力の行使」を行い得る場合】

■　衆議院議員岡田克也君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」等有事関連３法案に関する質問に対する答弁書

１６について

（略）我が国に対する武力攻撃が発生した場合には、我が国は、我が国を防衛するため必要最小限度の武力の行使をすることができるから、我が国を防衛するために行動している合衆国軍隊に対する支援は、一般に憲法第９条との関係で問題が生ずることはないと考える。

【邦人保護】

■　平成26年2月20日（木）衆・予算委

○　安倍内閣総理大臣

その上でお話をいたしますと、つまり、自衛隊法を変えて、自衛隊法の担保がなければ自衛隊は活動できないわけですよ。

その中で、例えば、自衛隊法を改正して、海外で邦人の輸送ができるようになりましたね。安全を確保して邦人を救出に行きます。安全を確保した上で邦人を救出に行きますが、そういう状況になった国でありますから、いつ状況が変わるかもしれない中において、まさに邦人を救出する寸前に、この邦人がテロリストによって襲われた段階においては、彼らを助けることが今はできないんですよ。完全武装であったとしても助けることができない。そして、そういう状況になった国の、貧弱な体制かもしれない警察にお願いをするかもしれない間に、お子さんの生命に危機が訪れるかもしれないわけですよ。果たしてそれでいいのかということなんですね。

しかし、そこは、法的担保がなければ、それはできませんよ。ですから、そういう法的担保もしっかりとつくっておこうということでございます。

つまり、今申し上げましたように、自衛隊は、法的担保がなければ行動もできませんし、武器の使用についてもそこで初めて可能になってくるわけでありまして、つまり、勝手に、恣意的に、ただ解釈を変更した中において何でもできるというわけでは全くないということははっきりと申し上げておきたい、このように思います。

■　平成25年4月16日（火）衆・予算委

○　安倍内閣総理大臣

これは、先ほど法制局長官が答弁したように、憲法9条による制約、いわば海外での武器使用、海外で武力を行使するということは、必要最小限を超える、量的制限を超えるという解釈であろう、このように思うわけでありますが、しかし、その中において、今回の自衛隊法改正については、陸上の邦人の輸送、救出を可能にする、そして、安全が確保されている中において我が国が邦人を輸送できるという、そこまではとにかく進んでいこうということであります。ただ、武器の使用については、これは目的、いわば任務を遂行するための使用ということができないわけでございますから、さまざまな課題、宿題が残ったのは事実でございますし、保護下にない状況において、目の前に邦人がいたとしても、それは武装勢力によってその邦人が襲撃を受けている際には、遠く離れているというか、保護下にないという状況が判断された場合には救出に行けないわけでありますから、やるべきことは、つまり、そこで当局の警察を呼ぶか、あるいは軍隊組織を呼ぶかということであります。もちろん、自衛隊がそういう能力と装備を持っていながらそれをしなければいけないというのは、私は、それは最高指揮官としてじくじたるものがありますが、しかし、今の段階では、我々はまずそこまで行こうということでありまして、宿題は確かに残っているということは申し上げざるを得ないと思います。

【米艦防護】

■　衆議院議員楢崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書（昭和55年10月14日）

二について

　質問が、我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができるかという意味であれば、このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではないと考えている。

■　平成15年3月14日　衆・予算委

○　秋山内閣法制局長官

･･･ 例えば、我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、日米安保条約に基づき我が国を防衛するために行動している米軍の艦船等が攻撃を受けたときに、これを排除することができるかどうか、それから、仮にこれを排除することができるとして、それは集団的自衛権に該当するのかどうかという御質問につながるのであろうと考えますが、それは、自衛隊が我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、･･･ 我が国を防衛するために行動しているアメリカの艦船等が攻撃を受けたときに、自衛隊がその攻撃を排除することは、それが我が国に対する武力攻撃から我が国を防衛するための必要な限度での実力行使にとどまるものである限り、あくまでも個別的自衛権の行使として許されると解しておりまして、集団的自衛権に基づき許されると解しているわけではございません。

■　平成15年5月16日　衆・安保委
○　秋山内閣法制局長官
･･･ 先ほどから申し上げていることは、我が国に対する武力攻撃の発生ということでございまして、我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の軍艦に対する攻撃が、状況によっては、先ほど申しましたような、我が国に対する武力攻撃の端緒といいますか、着手といいますか、そういう状況として判断されることがあり得るのではないかということを申し上げているわけでございます。

■　平成19年5月15日　衆・安保委
山本内閣法制局第1部長答弁
･･･米軍艦艇の話でございますけれども、これはやはり二つに分かれておりまして、既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合におきまして、我が国防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することが可能でありますし、また、法理としては、個別具体の事実関係におきまして、お尋ねのような、米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使することによって、当該米軍艦船への攻撃を排撃するということが可能な場合もあります。
また次に、武力攻撃に当たらない武器の使用といたしまして、自己等や武器等の防護のための武器使用の規定、これはテロ特法の十二条あるいは自衛隊法の九十五条でございますが、その要件が満たされるときには武器の使用が認められておりまして、このような武器の使用が、結果的に米軍艦船に対する攻撃を防ぐ反射的効果を有する場合があり得るというふうにお答えしているわけでございます。

【停船検査】

■　衆・ガイドライン特委大森内閣法制局長官答弁（平成１１年４月１日）

〇政府委員（大森政輔君）　お尋ねの意味における限定した警告射撃、これは、ひいてはその後に続く警告射撃が効果を生じなければスクリュー等船体への射撃とかあるいは体当たりとか、その辺のところにどうつながっていくのかということはちょっとわかりませんけれども純粋な意味における警告射撃も、現行法では、ただいま答弁がございましたように想定していない。これは言葉をかえれば、法律が規定していないわけでございますからできないというふうに理解して法案をつくっているわけでございますけれども。したがいまして、やらないと。

　したがって、やらないことについて仮定の問題として憲法上の評価をするのはいかがと思いますけれども、この法案の検討過程においては、初めは一定の前提を置かずに白紙で議論を始めたわけですね。そういう段階では、やはり憲法９条が禁止する武力による威嚇または武力の行使との関係について、憲法に明確に抵触しないという結論に達しない段階で法案にはそれは盛り込まないということになったものですから、それ以上詰めた議論をしなかった。しかし、今どう思っているのかと言うことになりますと、<u>さらに慎重な検討を要する問題である</u>というふうにお答えするのが率直なる意見ということになろうかと思います。

［中略］

　・・・　要するに、武力の行使というのは、我が国の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為であると解されております。また、武力による威嚇というのは、現実には武力の行使をしないが、自国の主張、要求を入れなければ武力を行使するとの意思なり態度を示すことによって相手国を威嚇することだ、こういうことでございまして、<u>検査等の実施を確保するための警告射撃を伴う場合には、制裁対象国とそれから船舶の旗国との関係で、今述べたような意味における武力の行使または武力による威嚇ということに当たるかどうかということになりますと、これはすぐに、明確に結論を直ちに申し述べられるという問題、それほど単純な問題ではない</u>んだということを申し上げているわけでございます。

■　平成１１年５月１２日　衆・ガイドライン特委

〇齋藤勁君　法制局長官、御出席いただいておりますね。

　この威嚇射撃、警告射撃、これは我が国の憲法上可能かどうか。きのう、おとといでしょうか、幾つか議論もございましたけれども、端的にお答えいただきたいと思います。憲法上可能なのかどうか。

〇政府委員（大森政輔君）　お尋ねの件は、昨日もお答えいたしたわけでございますが、やや話し言葉で話したために真意が二様にとられている面がございますので、正確にお答えいたしたいと思います。

　お尋ねの船舶検査活動における警告射撃、これはひいては警告射撃が効果を生じない場合のスクリュー等船体への射撃等航行不能措置までつながっていく問題でございまして、このような一連の行為を念頭に置いて検討する必要があるということが一つでございます。

　法案の検討過程におきましては、この法案というのは政府が当初提案しました法案の検討過程におきましては、警告射撃等と憲法九条との関係につきまして憲法に明白に抵触しないとの結論に達するに至っていなかったところ、検討過程で法案には警告射撃等を盛り込まないということとなったため、それ以上詰めた議論は行わなかったものでございます。

　以上のような経過でございますが、安保理決議に基づく船舶検査活動は、我が国の治安維持を目的として行われる警察活動ではなく、国連憲章第七章の安保理の権限のもとで行われる集団的安全保障措置の一環であり、集団的安全保障措置につきましては、そのうち憲法九条によって禁じられている武力の行使または武力の威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことは許されないと従前から考えているところでございます。

　したがいまして、集団的安全保障措置の一環である船舶検査活動において警告射撃等を行うことを内容とする法案につきましては、そのような行為を伴う船舶検査活動が制裁対象国及び船舶の旗国との関係で憲法九条が禁止する武力の行使または武力による威嚇に当たらないかどうかについてさらに慎重な検討がなされる必要がある問題である、このように私どもは現在のところ考えております。

（中略）

〇国務大臣（小渕恵三君）　重ねてでございますけれども、政府としてはこの憲法解釈はまだ確定をいたしておらないということでございます。

■　平成１２年１１月２２日　参・本会議

〇鈴木（正）政務次官　お答えをいたします。

　一つは、乗船検査を行うに当たってさらに船長等の承諾が必要ということで、実効性が担保できるかというお尋ねでございます。

　当該検査対象の旗国と当該船舶の船長等が異なる判断をするということは一般には想定しがたいと思うわけでございますが、仮にそのようなことがあれば、我が国が行う船舶検査活動は船長等の承諾を得て乗船検査を行う、こういうことにしてございます。したがいまして、承諾が得られない場合にはそのような検査は行い得ないということになろうか、このように思っております。そのようなことが仮に生じますれば、直ちに旗国に通報して是正を求めるというようなことがあろうか、こう思います。

　それから、昨年のガイドラインの関連法案の審議に際して、逃げてしまうのであれば仕方がないと思うというような答弁、現在も同様かというような認識のお尋ねでございますが、検査対象船舶が検査を無視あるいは逃走するような場合には、法案の別表に掲げてございます具体的な行為を適切に組み合わせるというようなことで対処する、そういうことになるわけでございますが、我が国としては、船舶検査活動として法案別表に規定される態様以外の行動をとることは考えておらないということでございます。

　そんなことを考えてみますと、諸外国の実績等にかんがみて、検査対象船舶が検査等を無視して、あるいは逃走するケースは極めて例外的な場合であろう、このように思うわけでございますので、実質的には、我が国が行う検査活動は有効に機能している、このように考えております。

　それから、三つ目のお尋ねでございます、旗国の同意を得た後に安保理決議がなされた場合であっても云々というようなお話でございますが、我が国が行う検査活動は、船長等の承諾を得て乗船検査等を行うこととしておりまして、その承諾が得られない場合には、そのような検査は行わないということでございます。先ほどお話ししましたように、そのようなことが生ずれば、直ちに旗国に通報して是正を求める、このような動きになろうかと思います。

　以上でございます。

■　平成１８年１０月２４日　参・外交防衛委

〇政府参考人（小松一郎君）　臨検、船舶検査、貨物検査、その概念の関係についての御質問ございましたので、私の方から御説明をさせていただきます。

一般には、国際法上臨検と申しますのは、極めて限定的な場合に、公海において旗国主義という原則がございますので、この例外といたしまして軍艦、公船に認められる外国船舶を取り締まるための強制的措置をいうということでございまして、具体的には海賊でございますとか奴隷取引などの取締りについて認められる国連海洋法条約に基づく臨検、平時における臨検というのがございます。

それと、いわゆる戦争が違法でなかった時代の伝統的な国際法の下で認められていたいわゆる戦時臨検と言われるものもございますが、現代の国際法の下においては、この戦時臨検というものは、武力行使の一環として、その武力行使が国連憲章上認められる場合に限られるというふうに御理解をいただければと思います。

いわゆる船舶検査でございますが、これについては、国際法上定まった概念があるわけではございません。ただ、一般的には、経済制裁でございますとか大量破壊兵器の拡散防止等について国際社会がこれをやろうということになった場合に、その実効性確保のために洋上における船舶の積荷の検査を行う、このことを船舶検査と言っております。臨検とは異なりまして、国際法上の権利ではございませんので、公海においては、安保理決議により受忍義務が課されない限り、乗船の前提として旗国の同意が必要とされるということでございます。

次に、貨物検査でございますが、これは安保理決議千七百十八号で使用された特定の用語でございまして、この決議は、国連加盟国に対して、必要に応じて自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲で貨物の検査を含む協力行動を取ることを要請しているということは御案内のとおりでございます。

また、この貨物の検査と船舶検査との関係でございますが、この貨物の検査は、洋上における検査に限らず、港でございますとか、また陸続き、陸上における検査等も含んでおるということでございます。また、この決議に基づいていかなる措置をとるかは、各国がそれぞれの国内法制に基づき判断することとされております。

■　平成２６年３月７日　参・予算委
〇福山哲郎君
　どこの国が北朝鮮に向かうのか。一番あり得る例としては、恐らく当該国、北朝鮮の船だと思います。その船が何らかの物資を置くときに、臨検に行くと、これは一般的に言えば周辺事態です。周辺事態のときには、公海上においては我が国は周辺事態法において輸送しかできません。これは確かに問題提起としては重要な提起だと思います。
　しかし、そういう状況のときに、相手が、相手がですよ、北朝鮮の船だとして、臨検を公海上でするということになると、これは国際法上、武力行使に当たりますね。外務省、お答えください。
〇国務大臣（岸田文雄君）　国際法上、公海において船舶は一般にその旗国以外の国の執行管轄権には服することはないとの旗国主義の原則があります。しかしながら、この船舶が国籍を有していない場合など当該船舶を臨検することができるほか、経済制裁の実効性を確保するために、国連安保理決議に基づき行われる船舶検査等についても旗国以外の国が行うことができるとされています。
　国際法上の武力の行使については、この国連憲章第二条四において、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」、このように規定しております。
　よって、この武力の行使に当たるかどうかという御質問につきまして、個々の事案に応じて判断する必要がありますので一概にお答えするのは困難ですが、一般論として申し上げるならば、外国船舶に対して、国際法上の正当な法的根拠なく、実力の行使を伴う強制的措置をとれば、そのような行為が武力の行使と評価される可能性、否定はできません。

【弾道ミサイル迎撃】

■　内閣官房長官談話（平成１５年１２月１９日）（抜粋）

　集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するＢＭＤシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。

　ＢＭＤシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。

■　衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の行使に関する質問に対する答弁書（平成２５年８月１３日）

五について

　我が国が現在導入している弾道ミサイル防衛システムは、御指摘の内閣官房長官談話にもあるとおり、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じないものと認識している。

　なお、現在、懇談会において、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理について検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく。

六について

　御指摘の答弁（注：参考５に挙げた答弁を含む）はいずれも、我が国が現在導入している弾道ミサイル防衛システムは、スタンダード・ミサイルＳＭ－３搭載イージス艦とペトリオット・ミサイルＰＡＣ－３により、我が国に飛来する射程約千キロメートル級の弾道ミサイルに対処し得るよう設計されているが、グアムや米国本土といった、我が国から遠距離にある地域へ向かうような弾道ミサイルは高々度を高速度で飛翔するため、このような弾道ミサイルを迎撃することは技術的に極めて困難であるとの認識に基づき述べたものであり、この認識に変わりはない。

■　平成１７年２月２４日　衆・安保委

〇阪田政府特別補佐人　お尋ねのような日本以外の国に飛んでいくミサイルの撃墜ということは、今回の法制化に当たって全く想定をしておりませんので、あくまでも仮定の議論ということであろうかと思いますが、その上であえて申し上げるといたしますと、ある国からほかの国に対してミサイルが発射された、それがその国の武力攻撃の一環としてなされたものであるということだとすれば、それを、他国に向けて飛行するその弾道ミサイルを自衛隊が撃墜するという行為は、我が国に対する武力攻撃はまだ発生していないという今の先生の前提で申し上げますと、にもかかわらず我が国がそれを撃墜するわけですから、我が国の武力行使にほかならないというふうに評価できると思います。そうだとしますと、そういう中で我が国が武力行使をするということは、ちょっと憲法上疑義があるといいますか、どういう根拠で武力の行使ができるのかということになるのではないかというふうに考えております。

〇阪田政府特別補佐人　大変厳しい御指摘だと思いますけれども、我が国に飛んでくる、飛来する弾道ミサイルを破壊する、撃墜するという行為は、常に必ず警察権だということでは全然ないのですね。したがって、むしろどちらかというと、これは私は軍事のことはわかりませんけれども、あらかじめ備えをして、防衛出動が下令されて、その中で、その一環として対処するということが多いのかと思いますが、それはもうあくまでも我が国も実力の行使として、武力の行使として行うということであります。

　そういうような条件が整っていないときに、では、黙って落ちてくるのを見ているのかねということに対して対応するというのが今回の措置（注：現行自衛隊法第８２条の３）。それは、自衛権の発動、先ほど言いましたように、国会の承認等もございますが、そういう手続をとっていないものですから、自衛権の発動ができる場合だという認定がなされていないという中でやること、それは、事柄の性格上武力の行使ではない、したがって自衛権の行使ではない。

　そうだとすると、それは、警察権というのは定義にもよると思うんですけれども、やはり国民の生命あるいは財産を保護する、公共の秩序を維持するというようなのが国家権力の当然の役割として負わされているんだと思いますね。そういうことを果たすというような趣旨で行使する作用だ、権限だというふうにとらまえますと、黙っておると我が国に被害がもたらされるようなものを落とすということは警察権の作用というふうにとらまえられるというふうに防衛庁長官はおっしゃったんだというふうに理解しております。

　それに対しまして、全く我が国に被害がもたらされるおそれがない、ただ武力攻撃としてＡ国からＢ国に飛ばされている弾道ミサイルを途中で邪魔をするという行為は、これは、いかなる意味でも警察活動と言うことはできないわけですね。これは、武力の行使、まさに実力をもってこれを阻止するということに当たるとしか言えないということでありますから、警察権の行使とは言えないというふうに申し上げているわけです。

○阪田政府特別補佐人　我が国に向けて飛来する、我が国に落ちるであろう弾道ミサイルを破壊する、これはなぜ必要か、武力の行使として、あるいは自衛権の行使としてでなくても、どうして必要かというと、これは我が国に被害が及ぶからですね。これは弾道ミサイルでなくても全く同様なわけでありますけれども、人工衛星の燃えかすといったようなものでもあり得ると思うんですが、これは、日本の持てる力をもって、これは自衛隊でなくてももちろん構わないわけですけれども、その被害を予防するように必要な措置を講じなければいけないということを今回規定したということでありまして、外国に、日本以外の国に飛んでいくというのは、とりあえず日本に対して被害は直接及ばないわけですから、それをどういう根拠で主権国家、我が国がそれに対して対応しなきゃいけないのかというのが、ちょっと国際法上の根拠も含めてよくわからないということであります。

○阪田政府特別補佐人　我が国が他国に対して飛来しているミサイルを撃ち落とすという行為が集団的自衛権の行使になるかどうかというのは、これは、その向けられた他国がどういう対処をするかということによって決まる面もありますので一概には言えないと思いますけれども、集団的自衛権の行使になるという場合もあるでしょう。しかし、集団的自衛権の行使以外はすべて武力の行使ではないんだということでもないわけですね。むしろ、例えば国連の集団安全保障、イラクで今行っているような活動であるとか、ああいうようなものも武力の行使に当たる場合がもちろんありますし、それ以外に、侵略戦争、違法な武力の行使もあるわけですから、およそ集団的自衛権の行使でなければ武力の行使でないということにはならないと思います。

いずれにしても、我が国としては、自衛のために、我が国を守るために必要最小限度の武力の行使以外の武力の行使は憲法九条によって許されていないというのが従来の政府の解釈である。

その点を踏まえて考えてみますと、集団的自衛権の行使であるか否かということに関係なく、武力の行使に当たるような行為をやる、とりあえず、その憲法上の根拠があるかどうか、それから、国際法上それは一体何なのかということも含めて議論をしなければいけないわけです。それは、武力の行使ではないという部分があるとすればですね。（松本（剛）委員「あるから今法律をつくっているわけじゃないですか。まあ、いいですけれども」と呼ぶ）それは、我が国に飛来する弾道ミサイルでありまして、他国に対して飛来する弾道ミサイルについてそういう余地があるかどうかというのを今回の法制化に当たっても検討したわけではございませんので、なおそこはよく議論してみる必要があろうかと思います。

■　平成17年3月25日　衆・安保委

（横畠内閣法制局第二部長）・・・他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのではないかと考えておりまして、それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。

■　平成24年4月16日　衆・予算委

（小野寺防衛大臣）実際、今アメリカが持っているBMDシステム、SM3ブロックに関しては、日本と同じ内容ですので、今、日本が、例えばグアムを射程とするようなミサイルが飛んだ場合、その迎撃システムは日本でも対応できないと同時に、日本の域内にある米艦船も同じ対応になるんだと思っております。

（安倍総理）今の段階では、いわば、（注：米国が）グアムに飛んでいくミサイルを我が国の国内の施設を使って迎撃するという能力もございませんし、それは全く現在では想定をしていない。基本的には、我が国の領域外の海上からSM3で迎撃をする、そして、グアムにあるPAC3でさらに第二弾を撃っていく、そういう構えになっているんだろうと思います。

■　平成17年3月31日衆・事態特委

（阪田内閣法制局長官）今回の法制で設けておりますミサイルディフェンスについては、二様、二つの種類のものがある。一つはまさに自衛権の発動としての武力の行使であり、もう一つは、自衛権の発動に至らない、自衛権の発動を認定されていない状況での、何と言えばいいんでしょうか、一種の実力の行使であるというようなことになろうかと思います。

■　衆議院議員　福島みずほ君提出　集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問主意書（平成26年5月1日）

三　報告書は「米艦が我が国に対するミサイル攻撃を警戒・監視する活動に従事している場合（略）で、米艦がミサイルの飛来する方向にレーダーを集中しているときは、自艦の防衛能力が下がるので、近くにいる自衛隊の艦艇及び航空機が米艦を防護する必要性が大きくなる」としている。政府の見解も同じであるのか、示されたい。

四　米国ミサイル防衛庁の2007年4月26日付けニュースリリースによれば、イージス艦ミサイル防衛巡洋艦レイク・エリーは、SM-3ブロックⅠAとSM-2ブロックⅢAによって模擬弾道ミサイルと模擬対空目標の同時迎撃に成功し、弾道ミサイルと対空目標を同時に処理する能力を有していることが明らかにされている。これは、ミサイルの飛来する方向にレーダーを集中しているときであっても、米国のイージス艦には自艦の防護・防衛能力があるということである。

また、米艦は、攻撃してきた潜水艦をイージス艦搭載の自前のSH-60ヘリで捜索・攻撃することができ、自衛隊の助けは必須ではない。前記三における報告書の「自艦の防護能力が下がる」という根拠は何か。また、政府も報告書同様「自艦の防護能力が下がる」と考えているのか。

■　衆議院議員　福島みずほ君提出　集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問に対する答弁書（平成26年5月13日）

三から五までについて

　ご指摘の報告書は、平成19年に開催された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」における有識者の意見を取りまとめたものであり、その記述の根拠等について、政府としてお答えする立場にない。

　米国艦艇の能力の詳細について、政府としてお答えすることは困難であるが、一般に、イージス・システムを搭載した艦艇が弾道ミサイルを追尾している場合には、弾道ミサイル以外の対艦ミサイルから自艦を防御するための能力が相対的に低下するものと承知している。

【機雷掃海】

■　平成9年6月16日参・内閣委　大森内閣法制局長官答弁

〇政府委員（大森政輔君）　機雷の除去が武力の行使に当たるか否か、これはいかなる具体的な状況のもとで、またいかなる態様で行われるか等により判断さるべきものでございまして、一概に言うことは困難であるわけでございますが、一般的に申し上げますと、外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがいまして、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではございません。しかしながら、それ以外の場合には憲法上認められないのではないかと考えている次第でございます。

　これに対しまして、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たりませんので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷の掃海に関する私どもの基本的な考え方でございます。

■　平成9年6月16日参・内閣委　秋山防衛庁防衛局長答弁

〇政府委員（秋山昌廣君）　先ほど法制局長官から答弁がありましたように、武力攻撃の一環として敷設されている機雷を除去することは外国に対する対戦行動と考えられるから、その中でいわば自衛隊法第七十六条、自衛権の行使という範囲に入るものは憲法上可能であるけれども、それ以外は禁止されているということを先ほど述べたわけでございます。したがいまして、武力攻撃の一環として敷設されている機雷と認められるもののうち、我が国に対する武力行使あるいは自衛隊法第七十六条に言うところの防衛出動の分野に入ってこないものについて我が国がこれを掃海するということは憲法上認められていないと考えるわけでございます。

しかし、武力攻撃の一環として敷設されている機雷とはどうなのか、あるいはそれ以外の機雷はどうなのかという結局判断の問題がそこにあるわけでございまして、先般もちょっと御答弁申し上げましたけれども、機雷というのは非常に特異な性格を持っている。攻撃が無差別である、あるいは待ち伏せ型兵器である、あるいはコントロールが困難となるということでありますので、機雷を単に敷設したことのみをもって武力攻撃の一環として敷設された機雷とは言えないのではないかと。

敷設国が武力攻撃を容易にするため相手国の港湾を封鎖する等の武力攻撃の目的を持っており、その武力攻撃の目的のために機雷を敷設し、かつかかる敷設目的が維持されている機雷が武力攻撃の一環として敷設されている機雷であるというふうに考えるわけであります。したがいまして、他方、それ以外の機雷、すなわちもともと武力攻撃の一環として敷設されたものでない機雷または一たんは武力攻撃の一環として敷設されたがその後はその目的が失われた機雷については武力攻撃の一環として敷設されている機雷には当たらないと考えるわけでございます。

このような機雷の判別につきましては、敷設国の意思の表明ですとか当該機雷の敷設海域ですとか、あるいは当該機雷の性質、浮遊しているか停止されているか等々、それから敷設の態様、戦闘全般の状況、周囲の国際情勢、こういった要素を総合的に勘案し判断すべき、かつ判断できると考えているところでございます。

■　平成11年4月23日衆・ガイドライン特委　野呂田防衛庁長官、大森内閣法制局長官答弁

〇野呂田国務大臣　自衛隊法第九十九条に基づく機雷の除去は、我が国船舶の航行の安全確保を目的として、武力攻撃の一環として敷設されているものではないと認められ、海上における危険な妨害物となっていると考えられる機雷を除去するものであります。

　自衛隊法九十九条に基づく機雷の除去は、このような要件を満たす限りにおいて、平時、有事、周辺事態の区別なしに実施可能と考えているところであります。

〇佐藤（茂）委員　それに関連して、法制局長官、予定より遅くなりまして、ちょっと一問だけお聞きをしたいのですが、これは先ほど来引用しています平成三年四月二十五日の参議院内閣委員会で、当時大森法制局第一部長がこの問題に関して答弁された中で、「遺棄された機雷になったかどうかということの判断の一つのメルクマールとして戦時か平時かということが大きな要素になるということでございます。」という、全体はその前に長く答弁されているのですが、その一番要点の部分としてそういう答弁をされているのですが、これは具体的にどういうことを意味されようとしたのか、御説明をいただきたいと思います。

〇大森（政）政府委員　ただいま委員が御指摘になりました答弁におきましては、確かにそのような言葉で御答弁申し上げておることはそのとおりでございます。

　この答弁の趣旨でございますが、これは、いわゆる湾岸戦争の終了後に、我が国がペルシャ湾において機雷の除去をしようとするに際しまして、当該機雷が遺棄された機雷であるかどうか、当時は遺棄された機雷かどうかという用語で議論していたわけでございますが、これはあくまで武力行使の一環として敷設されたものではないものの代表的な例示という趣旨で御理解いただきたいと思いますが、安保理決議六百八十七号により恒久的停戦が既に成立していたということが判断の大きな要素であったことにつきまして、判断の一つのメルクマールとして戦時か平時かということが大きな要素になると御説明いたしたものでございます。

　したがいまして、一般論として、平時でなければ憲法上いかなる機雷も除去することができないという趣旨のことを述べたものではございません。そのような意味でございます。

【船舶護衛】

■　衆議院議員長島昭久君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書（平成２０年１１月１１日）

八について

　一般に、軍艦が、公海上において、民間船舶の安全を確保するために併走したり、民間船舶を襲撃しようとする海賊に対して、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用したりすることは、当該民間船舶の旗国の排他的管轄権を侵すものとは考えられず、国際法上、問題はないと考えられる。

■　平成２６年２月１０日　衆・予算委

〇安倍内閣総理大臣　これは、集団的自衛権というのはまさに権利であって、義務では全くないわけでありますから、つまり、権利が、今まで法制局において、国際法的には権利はあるけれども、憲法上行使できないという解釈の中において、さまざまな、今おっしゃったような行為でないことについても、我が国の例えばシーレーンを防衛する上において、米国の艦船と日本の艦船がある種共同作業的にシーレーン防衛をするということについての日々の作業についても、これはさまざまな障害が発生をしているのも事実でございます。

■　平成１１年５月１０日　参・日米防衛協力指針特委

（田村秀昭委員）ちょうどそのときに、第三国の民間の船がその国の避難民を乗せて移動しようとしているときに、その海上自衛隊の船の前で敵方の攻撃を受けたときには、海上自衛隊の船はその民間の船を攻撃している艦船に対して、あるいは魚雷艇に対して攻撃をすることはできますか。

（野呂田防衛庁長官）・・・一般論として申し上げますと、自衛隊法の九十五条においては自衛隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から、これを防護するため極めて受動的かつ限定的で必要最小限度の武器使用について規定をしております。

　御指摘のような状況においては、他国船舶に関する不測の事態が同時に自衛隊船舶を破壊、奪取しようとする行為であるような場合には、これが同条の要件を満たす限りにおいて同条の規定に基づく武器の使用は可能であると考えております。

■　昭和５８年３月１５日　　参・予算委　政府統一見解

有事における海上交通の安全確保と外国船舶について

１　わが国が、有事の際国民の生存を維持していくためには、わが国の生命線とも言える海上交通の安全が確保されることはきわめて重要なことである。

また、有事の際における継戦能力の保持という観点からも、海上交通の安全確保はきわめて重要なことである。

２　自衛隊が行う海上交通の安全確保は、わが国の防衛に必要な限度内、すなわち個別的自衛権の範囲内で行うものであり、集団的自衛権を行使することは憲法上許されていない。

３　国際法上、公海において船舶が攻撃を受けた場合、個別的自衛権の行使として、その攻撃を排除し得る立場にあるのは、原則として当該船舶の旗国である。したがって、わが国は、公海において外国船舶が攻撃を受けた場合に、当該船舶がわが国向けの物資を輸送していることのみを理由として、自衛権を行使することはできない。

４　（１）わが国に対する武力攻撃が発生して、わが国が自衛権を行使し、その一環として海上交通の安全確保に当たっている場合に、外国船舶がわが国向けの物資の輸送にどの程度従事することとなるか不明であり、どのような外国船舶がいかなる状況において攻撃を受けるかをあらかじめ想定することは困難である。

（２）しかし、理論上の問題として言えば、わが国に対する武力攻撃が発生し、わが国が自衛権を行使している場合において、わが国を攻撃している相手国が、わが国向けの物資を輸送する第三国船舶に対し、その輸送を阻止するために無差別に攻撃を加えるという可能性を否定することはできない。そのような事態が発生した場合において、たとえば、その物資が、わが国に対する武力攻撃を排除するため、あるいはわが国民の生存を確保するため必要不可決な物資であるとすれば、自衛隊が、わが国を防衛するための行動の一環として、その攻撃を排除することは、わが国を防衛するため必要最小限度のものである以上、個別的自衛権の行使の範囲に含まれるものと考える。

５　いずれにせよ、事態の様相は千差万別であるので、わが国の自衛権行使の態様については、そのときどきの情勢に応じ、個別的に判断せざるを得ないものと考える。

■　平成３年３月１３日　衆・安保特委

（大森内閣法制局長官）外国において日本人の生命、身体、財産または日本政府の機関が危殆に瀕しているという場合に、ただいま申し上げました三つの要件を果たして満たすのであろうか、特に第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという要件を満たすのであろうかということを考えてみますと、これも断定的なお答えをすることができない場合ではあろうと思いますが、一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられないのではなかろうか、したがって該当しない限りは自衛隊を外国に派遣するということは憲法上認められないという結論になるということでございます。

　もう一つは、公海上においてということになりますと、日本の船舶あるいは外国の船舶に乗っている日本の国民が危害を加えられる事態に瀕している場合はどうか、こういうことになるわけでございますが、その場合におきましても、この三要件のうちの第一要件を満たしているかどうかということとの関係におきましては、やはりただいま申し上げたのと同じ問題ではなかろうかというふうに一般的には考えております。

■昭和５８年３月１５日　参・予算委

（谷川防衛庁長官）

　しかし、理論上の問題として言えば、わが国に対する武力攻撃が発生し、わが国が自衛権を行使している場合において、わが国を攻撃している相手国が、わが国向けの物資を輸送する第三国船舶に対し、その輸送を阻止するために無差別に攻撃を加えるという可能性を否定することはできない。そのような事態が発生した場合において、たとえば、その物資が、わが国に対する武力攻撃を排除するため、あるいはわが国民の生存を確保するため必要不可決な物資であるとすれば、自衛隊が、わが国を防衛するための行動の一環として、その攻撃を排除することは、わが国を防衛するため必要最小限度のものである以上、個別的自衛権の行使の範囲に含まれるものと考える。

５　いずれにせよ、事態の様相は千差万別であるので、わが国の自衛権行使の態様については、そのときどきの情勢に応じ、個別的に判断せざるを得ないものと考える。

平成２６年５月１５日
安倍内閣総理大臣記者会見

（法整備関連部部分の抜粋）

- 本日「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出されました。本日は、この報告書を受けて今後どのように検討していくか、その基本的方向性について、国民の皆様に私から直接御説明させていただきたいと思います。
- この報告書を受けて考えるべきこと、それは私たちの命を守り、私たちの平和な暮らしを守るため、私たちは何をなすべきか、ということであります。・・・いかなる事態においても、国民の命と暮らしは断固として守り抜く。本日の報告書ではそうした観点から提言が行われました。
- 今後、政府与党において具体的な事例に即してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備します。
- これまでの憲法解釈のもとでも可能な立法措置を検討します。例えば武力攻撃に至らない侵害、漁民を装った武装集団が我が国の離島に上陸してくるかもしれない。こうしたいわゆるグレーゾーン事態への対処を一層強化します。さらに、PKOや後方支援など、国際社会の平和と安定に一層貢献していきます。
- その上でなお現実に起こり得る事態に対して、万全の備えがなければなりません。国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分にできるのか、さらなる検討が必要です。・・・今回の報告書では、二つの異なる考え方を示していただきました。
- 一つは、個別的か、集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法な活動には憲法上の制約はないとするものです。
- しかし、これはこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動の全てを許しているとは考えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません。自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません。
- もう一つの考え方は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方です。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない。憲法前文、そして憲法13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される、こうした従来の政府の基本的な立場を踏まえた考え方です。政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきたいと思います。
- 切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり、従来の憲法解釈のままで必要な立法が可能なのか、それとも一部の立法に当たって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が適切なのか。今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入りたいと思います。与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的方向を、国民の命と暮らしを守るため、閣議決定してまいります。今後、国会においても議論を進め、国民の皆様の理解を得る努力を継続していきます。十分な検討を行い、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りしたいと思います。

（全文）

安倍総理冒頭発言

本日「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出されました。外交・安全保障、そして法律の専門家の皆さんが約2年半検討を、そして議論を重ねてきた結果です。まず、冒頭、柳井座長、北岡座長代理を始め、委員の方々の高い見識と貢献に心から感謝御礼申し上げたいと思います。本日は、この報告書を受けて今後どのように検討していくか、その基本的方向性について、国民の皆様に私から直接御説明させていただきたいと思います。

この報告書を受けて考えるべきこと、それは私たちの命を守り、私たちの平和な暮らしを守るため、私たちは何をなすべきか、ということであります。具体的な例で御説明をしたいと思います。

今や海外に住む日本人は150万人、さらに年間1,800万人の日本人が海外に出かけていく時代です。その場所で突然紛争が起こることも考えられます。そこから逃げようとする日本人を、同盟国であり、能力を有する米国が救助、輸送しているとき、日本近海で攻撃があるかもしれない。このような場合でも日本自身が攻撃を受けていなければ、日本人が乗っているこの米国の船を日本の自衛隊は守ることができない、これが憲法の現在の解釈です。

昨年11月、カンボジアの平和のため活動中に命を落とした中田厚仁さん、そして高田晴行警視の慰霊碑に手を合わせました。あの悲しい出来事から20年余りがたち、現在、アジアで、アフリカで、たくさんの若者たちがボランティアなどの形で地域の平和や発展のために活動をしています。この若者のように医療活動に従事をしている人たちもいますし、近くで協力してPKO活動をしている国連のPKO要員もいると思います。しかし、彼らが突然武装集団に襲われたとしても、この地域やこの国において活動している日本の自衛隊は彼らを救うことができません。一緒に平和構築のために汗を流している、自衛隊とともに汗を流している他国の部隊から救助してもらいたいと連絡を受けても、日本の自衛隊は彼らを見捨てるしかないのです。これが現実なのです。

皆さんが、あるいは皆さんのお子さんやお孫さんたちがその場所にいるかもしれない。その命を守るべき責任を負っている私や日本政府は、本当に何もできないということでいいのでしょうか。内閣総理大臣である私は、いかなる事態にあっても、国民の命を守る責任があるはずです。そして、人々の幸せを願ってつくられた日本国憲法が、こうした事態にあって国民の命を守る責任を放棄せよと言っているとは私にはどうしても考えられません。

こうした事態は机上の空論ではありません。連日、ニュースで報じられているように、南シナ海では、この瞬間も力を背景とした一方的な行為によって国家間の対立が続いています。これは人ごとではありません。東シナ海でも日本の領海への侵入が相次ぎ、海上保安庁や自衛隊の諸君が高い緊張感を持って24時間体制で警備を続けています。

北朝鮮のミサイルは、日本の大部分を射程に入れています。東京も、大阪も、皆さんの町も例外ではありません。そして、核兵器の開発を続けています。片や、サイバー攻撃など脅威は瞬時に国境を越えていきます。これは私たちに限ったことではありません。もはやどの国も一国のみで平和を守ることはできない、これは世界の共通認識であります。だからこそ私は積極的平和主義の旗を掲げて、国際社会と協調しながら世界の平和と安定、航空・航海の自由といった基本的価値を守るために、これまで以上に貢献するとの立場を明確にし、取り組んできました。

積極的平和主義の考え方は、同盟国である米国はもちろん、先週まで訪問していた欧州各国からも、そしてASEANの国々を始めとするアジアの友人たちからも高い支持をいただきました。世界が日本の役割に大きく期待をしています。いかなる事態においても、国民の命と暮らしは断固として守り抜く。本日の報告書ではそうした観点から提言が行われました。

今後、政府与党において具体的な事例に即してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備します。これまでの憲法解釈のもとでも可能な立法措置を検討します。例えば武力攻撃に至らない侵害、漁民を装った武装集団が我が国の離島に上陸してくるかもしれない。こうしたいわゆるグレーゾーン事態への対処を一層強化します。さらに、PKOや後方支援など、国際社会の平和と安定に一層貢献していきます。その上でなお現実に起こり得る事態に対して、万全の備えがなければなりません。国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分にできるのか、さらなる検討が必要です。

こうした検討については、日本が再び戦争をする国になるといった誤解があります。しかし、そんなことは断じてあり得ない。日本国憲法が掲げる平和主義は、これからも守り抜いていきます。このことは明確に申し上げておきたいと思います。むしろ、あらゆる事態に対処できるからこそ、そして、対処できる法整備によってこそ抑止力が高まり、紛争が回避され、我が国が戦争に巻き込まれることがなくなると考えます。

今回の報告書では、二つの異なる考え方を示していただきました。

一つは、個別的か、集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法な活動には憲法上の制約はないとするものです。しかし、これはこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動の全てを許しているとは考えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません。自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません。

もう一つの考え方は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方です。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない。憲法前文、そして憲法13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される、こうした従来の政府の基本的な立場を踏まえた考え方です。政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきたいと思います。

切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり、従来の憲法解釈のままで必要な立法が可能なのか、それとも一部の立法に当たって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が適切なのか。今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入りたいと思います。与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的方向を、国民の命と暮らしを守るため、閣議決定してまいります。

今後、国会においても議論を進め、国民の皆様の理解を得る努力を継続していきます。十分な検討を行い、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りしたいと思います。

日本は戦後70年近く、一貫して平和国家としての道を歩んできました。これからもこの歩みが変わることはありません。しかし、平和国家であると口で唱えるだけで私たちの平和な暮らしを守ることはできません。私たちの平和な暮らしも突然の危機に直面するかもしれない。そんなことはないと誰が言い切れるでしょうか。テロリストが潜む世界の現状に目を向けたとき、そんな保障はどこにもありません。政府は、私たちは、この現実に真正面から向き合うべきだと私は考えます。

私たちの命を守り、私たちの平和な暮らしを守る、そのためにはいかなる事態にも対応できるよう、常日頃から隙のない備えをするとともに、各国と協力を深めていかなければなりません。それによって抑止力が高まり、我が国が戦争に巻き込まれることがなくなると考えます。先ほど申し上げたような事態においても、しっかりと日本人の命を守ることこそが総理大臣である私の責任であると確信します。

今後、検討を進めるに当たり、国民の皆様の御理解を心からお願い申し上げる次第であります。私からも引き続き、あらゆる機会を通して、丁寧に説明をしていきたいと思います。

再度申し上げますが、まさに紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさん、子供たちかもしれない。彼らが乗っている米国の船を今、私たちは守ることができない。そして、世界の平和のためにまさに一生懸命汗を流している若い皆さん、日本人を、私たちは自衛隊という能力を持った諸君がいても、守ることができない。そして、一緒に汗を流している他国の部隊、もし逆であったら、彼らは救援に訪れる。しかし、私たちはそれを断らなければならない、見捨てなければならない。おそらく、世界は驚くことでしょう。

こうした課題に、日本人の命に対して守らなければいけないその責任を有する私は、総理大臣は、日本国政府は、検討をしていく責務があると私は考えます。

私からは以上であります。

質疑応答

（内閣広報官）

それでは、皆様からの質問をお受けいたしますので、御希望される方は挙手をお願いいたします。私が指名いたしますので、御所属とお名前を明らかにされた上で御質問をお願いしたいと思います。まず、幹事社の方からの質問を先にお受けしたいと思います。どうぞ。

（記者）

東京新聞の城島です。総理は、憲法解釈の変更に言及されました。歴代政権が踏襲してきた憲法解釈を一政権の判断で変更するとしたら、憲法が政府の政策を制限する立憲主義の否定ではないでしょうか。政権が自由に憲法解釈を変更しても問題ないとお考えですか。総理は、日本が再び戦争をする国になることは断じてないと強調しました。しかし、集団的自衛権を認めれば、将来的に自衛隊が他国の戦争に参加する可能性は否定できません。これが総理の掲げる積極的平和主義でしょうか。

（安倍総理）
今、私が説明をしたように、この事態でも私たちはこの船に乗っている、もしかしたら子供たちを、お母さんや多くの日本人を助けることはできないのです。守ることもできない。その能力があるのに、それで本当にいいのかということを私は問うているわけであります。
立憲主義にのっとって政治を行っていく、当然のことであります。その上において、私たち政治家は、こうしたことができないという現状から目を背けていていいのかということを皆さんにも考えていただきたいと私は思います。
人々の幸せを願って、まさに生存していく権利があるわけなのです。そして、その権利を私たち政府は守っていく責任があるのです。その責任を放棄しろと憲法が要請しているとは、私には考えられません。
会見を御覧になっている皆さんや、皆さんのお子さんやお孫さんが、こうした立場になるかもしれないという、そのことを考えていただきたいと思います。
この議論は、国民の皆様一人一人にかかわる現実的な問題であります。北朝鮮のミサイルは、日本の大部分を射程に入れています。このような日本を取り巻く安全保障環境の大きな変化を踏まえて、7年がかりでこの問題に取り組んできました。いかなる事態にあっても国民の命と暮らしは守っていく責任が私たちにはあるはずです。こうした観点から研究を進めてまいります。
他方、私は、日本国憲法が集団的自衛権を含め、自衛のためなら全ての活動を許しているとは考えていません。自衛隊が武力行使を目的として他国での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません。それは、今、申し上げたとおりであります。憲法が掲げる平和主義は、これからも守り抜いていきます。
今回の検討によって、他国の戦争に巻き込まれるといった批判があります。こうした批判は、1960年の安保改正の際、盛んに言われました。この安保条約の改正によって、むしろ反対論の中心はそこにあったのです。この日米安保の改正によって日本は戦争に巻き込まれる、さんざん、そう主張されました。しかし、50年たってどうだったでしょうか。この改正によって、むしろ日本の抑止力が高まり、アジア太平洋地域においてアメリカのプレゼンスによって、今、平和がより確固たるものになるというのは、日本人の常識になっているではありませんか。まさに、私たちが進めていこうとすることは、その抑止力を高めていく、そして、日本人の命を守るためにやるべきことはやらなければならないという観点から検討していかなければならないということであります。巻き込まれるという受け身の発想ではなくて、国民の命を守るために、何をなすべきかという能動的な発想を持つ責任があると、私は思います。
繰り返しになりますが、抑止力が高まることによって、より戦争に巻き込まれることはなくなると、私はこのように考えております。

（内閣広報官）
それでは、幹事社の方からもう一問どうぞ。
（記者）
共同通信の内海です。総理は、自らが設置した安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書を受け、憲法解釈の変更が適切なのか、与党に協議を要請しましたが、安保法制懇には人選に偏りがあり、中立性を欠くという指摘もあります。この点をどうお考えですか。また、公明党は、集団的自衛権に関し、連立政権合意に書いていないテーマとし、2012年12月の衆院選、昨年7月の参院選でも大きな争点にはなっていません。安全保障政策の重大な変更を検討するに当たり、衆議院を解散して国民の信を問う考えはありませんか。

（安倍総理）
安保法制懇については、こうした課題について、まさに正面からずっと考えてきた皆さんにお集まりをいただきました。こうした問題です。こうした問題に正面から取り組んできていただいた皆さん、どうすれば日本人の命を守ることができるかということをまじめに考えてきていただいた皆さんに集まっていただきました。報告書でも安全保障環境の変化に留意をして、いかなる事態においても国民の命と暮らしを守るために何をなすべきか、まさに専門的かつ現実的な御議論をいただいたと思います。その中で、私たちは御議論をいただいた報告書の全てを、私たちは検討対象とはしないという判断を下したわけであります。 選挙との関係におきましては、前回の衆議院選挙、また、参議院選挙でも私の街頭での演説を聞いていた方々は御承知のことだとは思いますが、私は、国民の生命、財産、領土領海は断固として守り抜いていくと申し上げてきました。まさに、いかなる事態にあっても、このような事態にあっても、私はその責任を果たしていかなければならないと考えていると申し上げてきたわけであります。この検討は、こうした国民との約束を実行に移していくものであると、私は確信しております。

（内閣広報官）
それでは、これから、幹事社以外の方からの質問をいただきます。では、川上さん。

（記者）
読売新聞の川上と申します。集団的自衛権の憲法解釈の見直しに向けた取組は、既にアメリカからも支持をとりつけているところですけれども、総理は外遊の場などを通じて、アジアや欧州各国の首脳から具体的にどのような感触を得られておりますでしょうか。あわせて、見直しに当たっては、国民や公明党、自民党の理解が不可欠になりますけれども、今後どのようなスケジュール感で論議を深めていくというお考えでしょうか。お聞かせください。
（安倍総理）
昨年、私はASEAN10カ国を訪問いたしました。その際、この集団的自衛権の解釈変更等々につきましても、こうした実例を示しまして説明をいたしました。全ての国々から理解と支持が得られたと思います。 また先般、欧州を訪れ、やはり詳細な説明をいたしました。各国から御支持をいただきました。 また、NATO演説においては、この集団的自衛権の解釈変更を含めて、集団安全保障における我々の責任等についても御説明をいたしましたが、各国から高い支持をいただいたと思います。 ある国の代表の方は、手を挙げて、憲法9条に言及されました。この憲法9条の解釈についても、日本人の命を守るために、あるいは地域や世界の平和を確固たるものにするために、その解釈の変更を検討しているということはすばらしいと。日本が大きな変化を遂げたという支持をいただいたところであります。
これからも、こうした日本の安全保障政策については、しっかりと諸外国に訪問しながら、何といっても国際協調が大切でありますから、これからも積極的に貢献をしていきたいと思います。 また、今後のスケジュールについてでありますが、期限ありきではありません。今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ、政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入りたいと考えています。与党協議の結果に基づきまして、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的方向を、国民の命と暮らしを守るため、閣議決定してまいります。 今後、国会においても議論を進め、国民の皆様の理解を得るための努力を継続をしていきます。十分な検討を行い、準備ができ次第、必要な法案を国会にお諮りしたいと思います。 その際、抽象論や観念論ではなくて、個別具体的な事例に即して議論をし、国民の皆様の理解を得ていきたいと思います。

（内閣広報官）
次の問いをお受けします。関口さん。

（記者）
ダウジョーンズの関口と申します。よろしくお願いします。このところ、南シナ海のほうで中国とベトナムやフィリピンなどの対立が急激に緊迫化しております。総理も先ほど、人ごとではないとおっしゃった南シナ海の状況に、集団的自衛権容認によって、この地域での日本の役割や貢献がどう変化するとお考えでしょうか。

（安倍総理）
我が国の平和国家としての歩みは、今後も決して変わることはありません。我が国は一貫して紛争の平和的解決を重視してまいりました。法の支配、航海の自由、上空飛行の自由が尊重されなければなりません。力による現状変更は一切認めない。私たちが検討をするのは、まさにこのような状況でありました。このような状況が発生したとき、日本人の命に危険が迫っているにもかかわらず何もできなくていいのかということであります。 また、こうした解釈変更の検討によって軍事費が増大するのではないか、軍備が拡大するのではないかという、そういう指摘もありますが、それは的外れであります。中期防で5年間の総枠を既に閣議決定しておりまして、これが変更されることはありません。安全保障の分野では様々な事態が起こり得るわけでありますが、今、申し上げましたように、私たちが検討しているのはこうした事態であるということであります。

（内閣広報官）
はい、それでは次。七尾さん、どうぞ。

（記者）
ニコニコ動画の七尾と申します。よろしくお願いします。 集団的自衛権の行使容認を含めた憲法解釈変更や関連法整備に向けまして、冒頭で御説明された代表的な例を含め、政府は詳細な事例集をまとめていらっしゃると思うのですけれども、それでも想定外のことが起きた場合への対応についてはどうお考えでしょうか。

（安倍総理）
安全保障を考える上において、あらかじめ事態を、将来起こり得る事態を想定することは容易なことではないと思います。 これまで、ともすれば想定したこと以外の事態は起こらないという議論が行われてきました。事実、今、私が挙げた例、こうした例から目を背けてずっと今日に至ったのです。つまり、そんなことは起こらないということで目を背けてきたと言ってもいいと思います。 内閣総理大臣である私は、いかなる事態にあっても国民の命を守る責任があります。想定外は許されないわけであります。国民の命と暮らしを守るため、現実に起こり得るあらゆる事態に対して切れ目ない対応を可能とするため、万全の備えをなしていくことが大切だろうと思います。

（内閣広報官）
　それでは、もう一問だけお受けさせていただきます。
　では、吉野さん。

（記者）
　テレビ朝日の吉野と申します。
　法制懇の報告書についてお伺いしたいのですけれども、今、総理は全てを検討対象とはしないと、事例に即してということをおっしゃったのですけれども、法制懇の報告書にも幾つかの事例が入っておりますけれども、どれを検討対象としてどれを検討対象としないのか、その理由もあわせて教えていただければと思います。

（安倍総理）
　今回は、二つの異なる考え方を報告書によって示していただきました。
　一つは、個別的か集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法な活動には憲法上の制約はないという考え方であります。しかし、これは、これまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しないと考えます。私は、憲法がこうした活動の全てを許しているとは考えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論でありまして、我々が自衛権を行使できるのは芦田修正によるという考え方でありますが、その考え方は政府としては採用しないということであります。
　もう一つの考え方は、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方でありまして、政府としてはこの考え方について、今後さらに研究を進めていきたいと思います。

（内閣広報官）
　それでは、予定した時間を過ぎましたので、これをもちまして記者会見を終了させていただきます。皆様、どうも御協力ありがとうございました。

安保法制懇報告書関連部分

①事例１：我が国の近隣で有事が発生した際の船舶の検査、米艦等への攻撃排除等

―― 我が国の近隣で、ある国に対する武力攻撃が発生し、米国が集団的自衛権を行使してこの国を支援している状況で、海上自衛隊護衛艦の近傍を攻撃国に対し重要な武器を供給するために航行している船舶がある場合、たとえ被攻撃国及び米国から要請があろうとも、我が国は、我が国への武力攻撃が発生しない限り、この船舶に対して強制的な停船・立入検査や必要な場合の我が国への回航を実施できない。現行の憲法解釈ではこれらの活動が「武力の行使」に当たり得るとされるためである。しかし、このような事案が放置されれば、紛争が拡大し、やがては我が国自身に火の粉が降りかかり、我が国の安全に影響を与えかつ国民の生命・財産が直接脅かされることになる。

②事例２：米国が武力攻撃を受けた場合の対米支援

―― 我が国は、我が国近傍の国家から米国が弾道ミサイルによる奇襲といった武力攻撃を受けた場合、米国防衛のための米軍の軍事行動に自衛隊が参加することはおろか、例えば、事例１で述べたように、攻撃国に武器を供給するために航行している船舶の強制的な停船・立入検査や必要な場合の我が国への回航でさえも、現行の憲法解釈では「武力の行使」に当たり得るとして実施できない。船舶の検査等は、陸上の戦闘のような活動とは明らかに異なる一方で、攻撃国への武器の移転を阻む洋上における重要な活動であり、こうしたことを実施できるようにすべきである。また、場合によっては米国以外の国々とも連携する必要があり、こうした国々をも支援することができるようにすべきである。

③事例３：我が国の船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域（海峡等）における機雷の除去

―― 湾岸戦争に際してイラクは、ペルシャ湾に多数の機雷を敷設し、当該機雷は世界の原油の主要な輸送経路の一つである同湾における我が国のタンカーを含む船舶の航行の重大な障害となった。今後、我が国が輸入する原油の大部分が通過する重要な海峡等で武力攻撃が発生し、攻撃国が敷設した機雷で海上交通路が封鎖されれば、我が国への原油供給の大部分が止まる。これが放置されれば、我が国の経済及び国民生活に死活的な影響があり、我が国の存立に影響を与えることになる。

―― 武力紛争の状況に応じて各国が共同して掃海活動を行うことになるであろうが、現行の憲法解釈では、我が国は停戦協定が正式に署名される等により機雷が「遺棄機雷」と評価されるようになるまで掃海活動に参加できない。そのような現状は改める必要がある。

①事例４：イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連の決定に基づく活動への参加

―― イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生し、国際正義が蹂躙され国際秩序が不安定になれば、我が国の平和と安全に無関係ではあり得ない。我が国は、国連安全保障理事会常任理事国が一国も拒否権を行使せず、軍事的措置を容認する国連安全保障理事会決議が採択された場合ですら、現行の憲法解釈では、支援国の海軍艦船の防護といった措置が採れないし、また、支援活動についても、後方地域における、しかも限られた範囲のものしかできない。加えて、現状では国内法の担保もないので、その都度特別措置法等のような立法も必要である。

②事例５：我が国領海で潜没航行する外国潜水艦が退去の要求に応じず徘徊を継続する場合の対応

―― 現行法上、我が国に対する「武力攻撃」（＝一般に組織的・計画的な武力の行使）がなければ、防衛出動に伴う武力の行使はできない。潜没航行する外国潜水艦が我が国領海に侵入してきた場合、自衛隊は警察権に基づく海上警備行動等によって退去要求等を行うことができるが、その潜水艦が執拗に徘徊を継続するような場合に、その事態が「武力攻撃事態」と認定されなければ、現行の海上警備行動等の権限では自衛隊が実力を行使してその潜水艦を強制的に退去させることは認められていない。このような現状を放置してはならない。

③事例６：海上保安庁等が速やかに対処することが困難な海域や離島等において、船舶や民間人に対し武装集団が不法行為を行う場合の対応

―― このような場合、海上事案については、当該事案が自衛隊法第82条にいう「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合は、内閣総理大臣の承認を得て防衛大臣が命令することによって、自衛隊部隊が海上警備行動を採ることができる。また、陸上事案については、当該事案が自衛隊法第78条にいう「一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合」に該当すると判断される場合は、内閣総理大臣が命令することによって、自衛隊部隊が治安出動することができる。さらに、防衛大臣は、事態が緊迫し、防衛出動命令が予想される場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にあらかじめ展開させることが見込まれる地域内において防御施設を構築する措置を命ずることができる。しかし、このような海上警備行動や治安出動、防御施設構築の措置等の発令手続を経る間に、仮にも対応の時機を逸するようなことが生じるのは避けなければならないが、部隊が適時に展開する上での手続的な敷居が高いため、より迅速な対応を可能とするための手当てが必要である。

(P.1-P.2)
（１）公海における米艦の防護については、日米が共同で活動している際に米艦に危険が及んだ場合これを防護し得るようにすることは、同盟国相互の信頼関係の維持・強化のために不可欠である。個別的自衛権及び自己の防護や自衛隊法第95条に基づく武器等の防護により反射的効果として米艦の防護が可能であるというこれまでの憲法解釈及び現行法の規定では、自衛隊は極めて例外的な場合にしか米艦を防護できず、また、対艦ミサイル攻撃の現実にも対処することができない。よって、このような場合に備えて、集団的自衛権の行使を認めておく必要がある。
（２）米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃についても、従来の自衛権概念や国内手続を前提としていては十分に実効的な対応ができない。米国に向かう弾道ミサイルを我が国が撃ち落す能力を有するにもかかわらず撃ち落さないことは、我が国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになるので、絶対に避けなければならない。この問題は、個別的自衛権や警察権によって対応するという従来の考え方では解決し得ない。よって、この場合も集団的自衛権の行使によらざるを得ない。

(P.23)
（３）本来は集団的自衛権の行使の対象となるべき事例について、個別的自衛権や警察権を我が国独自の考え方で「拡張」して説明することは、国際法違反のおそれがある。例えば、公海上で日米の艦船が共同行動をしている際に、自衛艦が攻撃されていないにもかかわらず個別的自衛権の行使として米艦を防護した場合には、国際連合憲章第51条に基づき我が国がとった措置につき国連安全保障理事会に報告する義務が生じるが、「我が国に対して武力攻撃が発生した」という事実がないにもかかわらず個別的自衛権の行使として報告すれば、国際連合憲章違反との批判を受けるおそれがある。また、各国が独自に個別的自衛権の「拡張」を主張すれば、国際法に基づかない各国独自の「正義」が横行することとなり、これは実質的にも危険な考えである。

(P. 25-27)

◆ この議論（注：「武力の行使との一体化」論）は、国際法上も、国内法上も実定法上に明文の根拠を持たず、最高裁判所による司法判断が行われたこともなく、国会の議論に応じて範囲が拡張され、安全保障上の実務に大きな支障を来してきた。

◆「武力の行使との一体化」論は、後方支援がいかなる場合に他国による武力の行使と一体化するとみなすのか、その判断を誰が行うのか、「戦闘地域」と「非戦闘地域」の区分は何か等、そもそも事態が刻々と変わる活動の現場において、観念的には一見精緻に見える議論をもって「武力の行使との一体化」論を適用すること自体、非現実的であり極めて困難である。

◆「武力の行使との一体化」の論理のゆえに、例えば、日米間で想定した事態の検討にも支障があり得るとすれば、我が国の安全を確保していくための備えが十分とは言えない。この問題は、日米安全保障条約の運用のみならず国際的な平和活動への参加の双方にまたがる問題である。

◆「武力の行使との一体化」論は、憲法上の制約を意識して、新たな活動について慎重を期すために厳しく考えてきたことから出てきた議論である。したがって、**国際平和協力活動の経験を積んだ今日においては、いわゆる「武力の行使との一体化」論はその役割を終えたものであり、このような考えはもはやとらず、政策的妥当性の問題として位置づけるべき**である。

(P. 28-29)

◆ 国連PKOの活動の性格は、「武力の行使」のような強制措置ではないが、紛争当事者間の停戦の合意を維持し、また、領域国の新しい国づくりを助けるため、国連の権威の下で各国が協力する活動である。**このような活動における駆け付け警護や妨害排除に際しての武器使用は、そもそも「武力の行使」に当たらず、憲法上の制約はないと解釈すべきである**。

◆ そもそもPKOは武力紛争の終了を前提に行う活動（あるいは武力紛争の開始・再発前にこれを予防するための活動）であり、国連PKOの国際基準で認められた武器使用が国際連合憲章で禁止された国際関係における「武力の行使」に当たると解釈している国はどこにもなく、自衛隊が国連PKO等の一員として、駆け付け警護や妨害排除のために国際基準に従って行う武器使用は、相手方が単なる犯罪集団であるか「国家又は国家に準ずる組織」であるかどうかにかかわらず、憲法第9条の禁ずる武力の行使には当たらないと解すべきである。

◆ 近年の複合型国連PKO等においては、国内紛争や脆弱国家への対応として、治安維持や文民の保護等の業務が重要となっており、具体的検討に当たっては、駆け付け警護や妨害排除のための武器使用を可能にするとともに、法制度上、こうした業務も実施できるようにすべきである。

◆ 重要なことは、このような武器使用は、国連においては明確に国際連合憲章第2条4により禁止されている国際関係における「武力の行使」とは異なる概念であると観念されていることである。

(P.29-30)

･･･国際法上、在外自国民の保護・救出は、領域国の同意がある場合には、領域国の同意に基づく活動として許容される。在外自国民の保護・救出の一環としての救出活動や妨害排除に際しての武器使用についても、領域国の同意がある場合には、そもそも「武力の行使」に当たらず、当該領域国の治安活動を補完・代替するものにすぎないものであって、憲法上の制約はないと解釈すべきである。

なお、領域国の同意がない場合にも、在外自国民の保護・救出は、国際法上、所在地国が外国人に対する侵害を排除する意思又は能力を持たず、かつ当該外国人の身体、生命に対する重大かつ急迫な侵害があり、ほかに救済の手段がない場合には、自衛権の行使として許容される場合がある。憲法上認められる自衛権の発動としての「武力の行使」を巡る国会の議論においては、在外自国民の保護・救出のための自衛権の行使が否定されているように見受けられるが、多くの日本人が海外で活躍し、2013年1月のアルジェリアでのテロ事件のような事態が生じる可能性がある中で、憲法が在外自国民の生命、身体、財産等の保護を制限していると解することは適切でなく、国際法上許容される範囲の在外自国民の保護・救出を可能とすべきである。国民の生命・身体を保護することは国家の責務でもある。